

能代市高齢者福祉計画・ 第7期介護保険事業計画

(平成30年度～平成32年度)



平成30年3月

能代市

ごあいさつ



介護保険制度が発足してから、18年が経過いたしました。これまでは様々な介護サービスを選択できるよう、地域の介護サービス基盤整備を進めてきた一方で、介護給付費の増加が保険料に大きく影響してまいりました。

団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）には、4人に1人が後期高齢者となることを見込まれ、自立支援や重度化防止に向けた取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進してまいります。

高齢者の皆様が、これまで培った経験や豊富な知識を活かして活躍し続けることは大変心強いことでもあります。皆様が目標を持ち、充実した毎日を過ごされることは、介護予防や健康づくりにもつながると考えております。

元気な高齢者が増え、皆様が幸せに齢を重ねていただく幸齢化社会へとつながるよう、「能代市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定しました。

本計画の策定に当たり、ご尽力をいただきました能代市活力ある高齢化推進委員会の皆様をはじめ、地域の実情を踏まえた貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様に、深く感謝申し上げます。

これからも本計画の基本理念である「地域で支えあい、高齢者が住み慣れたわがまち能代で、いつまでもいきいきと安心して暮らせるまちづくり」を目指してまいりますので、引き続き、皆様の暖かいご理解とお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成30年3月

能代市長 齊藤 滋宣

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の策定体制	6
5. 高齢者等の状況	7
6. 第6期計画の実施状況	13
7. 計画策定に向けた課題の整理	30
第2章 計画の基本的方向	31
1. 基本理念	33
2. 基本的目標	33
3. 計画の体系	34
4. 自立支援・重度化防止の目標	35
5. 計画の主要課題と対応	36
第3章 高齢者福祉計画	41
施策Ⅰ 高齢者の積極的な社会参加	43
施策Ⅱ 自立生活の支援	47
第4章 介護保険事業計画	59
施策Ⅲ 介護予防等の推進	61
施策Ⅳ 在宅介護サービスの基盤整備	69
施策Ⅴ 在宅介護サービスの質的向上	77
施策Ⅵ 施設介護サービスの基盤整備	83
施策Ⅶ 施設介護サービスの質的向上	85
第5章 地域支援体制の整備	89
施策Ⅷ 地域包括ケアシステムの構築	91
第6章 介護保険料	107
1. 介護保険事業費の見込み	109
2. 介護保険料の算定	113
資料編	117

※元号については、2019年5月1日の改元が予定されていますが、本計画が策定された2018年(平成30年)3月時点では新元号が未定であるため、2019年(平成31年)5月以降についても「平成」の表記を使用しております。

第1章 基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の策定体制
5. 高齢者等の状況
6. 第6期計画の実施状況
7. 計画策定に向けた課題の整理

1. 計画策定の趣旨

平成 27 年の国勢調査では、我が国の 65 歳以上の人口は 3,346 万人となり、総人口に占める 65 歳以上の割合（高齢化率）は 26.6%となっています。高齢化率が世界で最も高い水準の我が国の中でも、秋田県の高齢化率は 33.8%であり、全国一となっています。

能代市の住民基本台帳による平成 27 年 9 月末現在の 65 歳以上の人口は 20,672 人で、高齢化率は 36.7%となっており、平成 29 年 9 月末日現在では、65 歳以上の人口で 260 人、高齢化率で 1.7 ポイント増加しています。

今後の推計において、平成 37 年（2025 年）の 65 歳以上の人口については、減少すると見込んでおりますが、団塊の世代が 75 歳以上となることから、65 歳以上の約 6 割が後期高齢者となり、平成 29 年現在の 5.5 割と比較して、さらに高齢化が進むと予想されます。こうした背景のもと、高齢化や核家族化の進行により一人暮らし高齢者の増加とあわせて認知症高齢者の増加も懸念され、住民、事業者、行政等の協働による「地域力」で高齢者の生活を支援することが、ますます重要となります。

本市では、平成 12 年度の介護保険制度の開始以降、6 期にわたって高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、高齢期を迎えても、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりに努めてきました。

「能代市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」（以下「第 6 期計画」という。）からは、平成 37 年（2025 年）を見据え、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」、「高齢者の居住安定に係る施策との連携」等を重点的取組事項と位置づけ、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた施策に取り組んでおります。

今回策定する計画については、地域包括ケアシステムの深化及び地域共生社会の実現等を念頭に、高齢者が尊厳を持って心身ともに充実した日常生活を実感できる高齢社会を地域全体で作りあげていくことを目指すことが必要になってきます。

本市における高齢者福祉並びに介護保険事業の方向性を示し、各事業の安定的運営を目的として、第 6 期計画に引き続き、平成 37 年（2025 年）を見据えた計画と位置づけて「能代市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」（以下「第 7 期計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

【老人福祉法 第20条の8第1項】

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

【介護保険法 第117条第1項】

市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

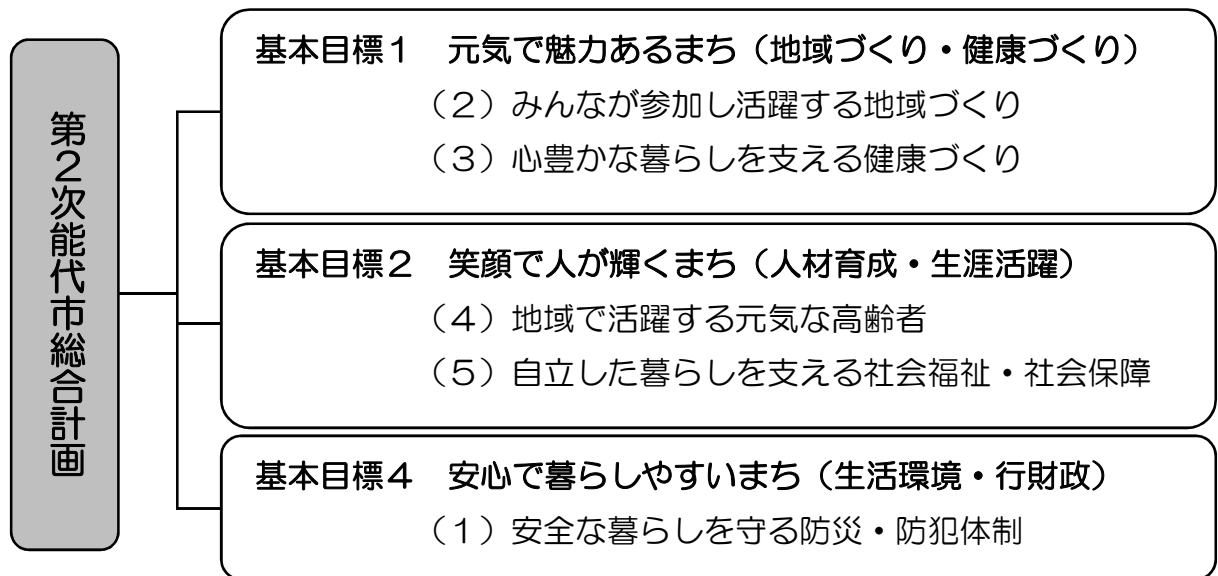
(2) 他の計画との調和

■能代市総合計画との整合性

第2次能代市総合計画は、本市における分野別計画の上位に位置する最上位計画となっており、平成30年度からの10年間を計画期間として、「“わ”のまち能代」を将来像とし、「人と人との“和”」、「地域資源で活力を生む“環”」、「未来へつなぐ安心の“輪”」の3つの“わ”によるまちの実現を目指しています。

第2次能代市総合計画において、高齢者福祉や健康づくり、地域づくり、防災・防犯等は「基本目標1 元気で魅力あるまち」や「基本目標2 笑顔で人が輝くまち」、「基本目標4 安心で暮らしやすいまち」に位置づけられており、本計画は、その内容との整合性を保ち策定するものです。

＜高齢者福祉・介護保険事業に関する政策＞



■関連する他計画との整合性

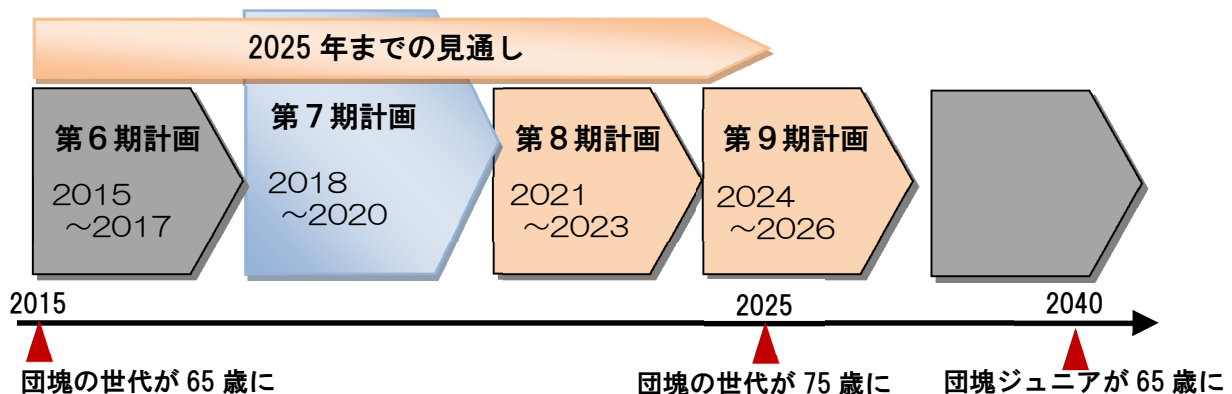
国の策定指針や秋田県の関連計画及び市の関連計画との整合性を保つようにして策定するものです。

3. 計画の期間

第7期計画の計画期間は、平成30年度（2018年）から平成32年度（2020年）までの3年間です。

第6期計画からは、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）を見据えた中長期的な視点を持つ計画として策定しており、第7期計画となる本計画は、第6期計画で取り組んできた地域包括ケアシステムの構築を引き継ぐとともに、その先の団塊ジュニア世代が65歳以上となる平成52年（2040年）に向けて、内容の充実と深化を図るための計画となります。

なお、計画期間3年目に計画全体の評価を実施し改定を行います。



4. 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

第7期計画の策定に当たって、市内在住の65歳以上の方、65歳以上で要介護1以上の方とその家族の方々等の生活状況や介護する際の状況等について広く意見を伺うため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査の2種類のアンケート調査を実施しました。

調査名称	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	市内在住の65歳以上の方	市内在住の65歳以上の要介護1～5の方
調査方法	郵送調査	
調査期間	平成28年12月	
配布数	20,781人	1,009人
有効回収数	13,340人	555人
有効回収率	64.2%	55.0%

(2) 能代市活力ある高齢化推進委員会での意見聴取

第7期計画は、保健・医療・福祉の関係者、第1号・第2号被保険者等によって構成される「能代市活力ある高齢化推進委員会」において、その内容について意見聴取・検討を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

第7期計画に対する市民の意見を広く聴取するため、第7期計画の素案に対してパブリックコメントを実施し、市民の意見を踏まえて、計画の最終的な取りまとめを行いました。

5. 高齢者等の状況

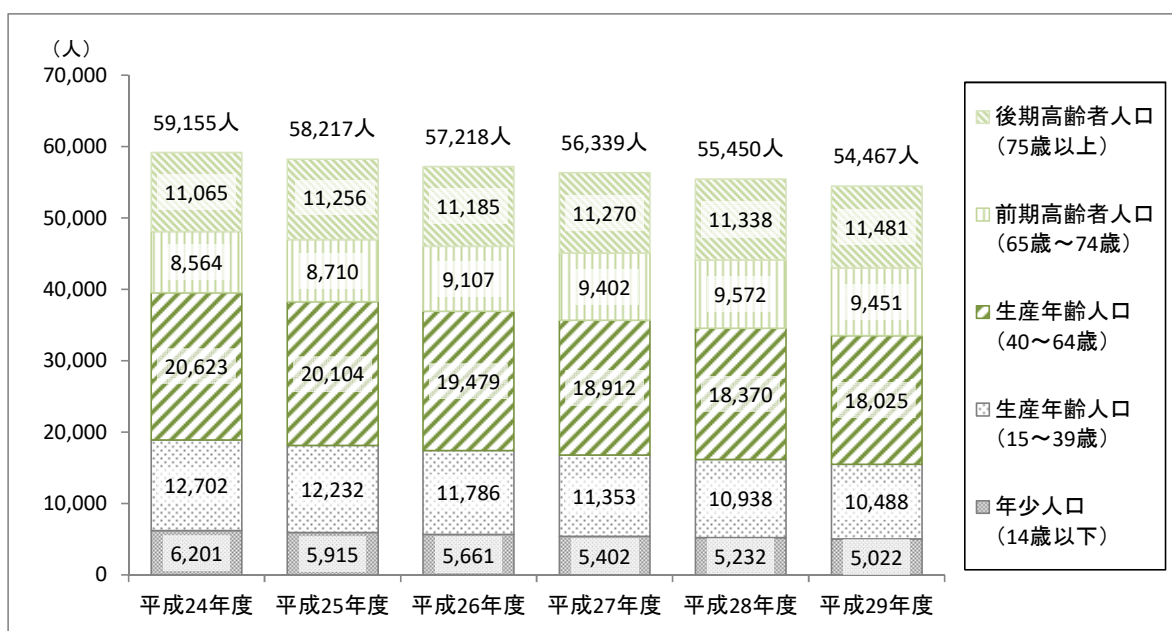
(1) 人口の現状と動向

①人口構造の推移

本市の人口の動きをみると、年々減少傾向にあり、平成29年9月末現在で54,467人となっています。

年齢構成をみると、生産年齢人口の40～64歳の減少が大きく、平成24年度から平成29年度の間で2,598人の減少となっています。一方、高齢者人口は増加しており、特に団塊の世代が含まれる65～74歳の前期高齢者人口が増加しています。

【能代市人口の推移】



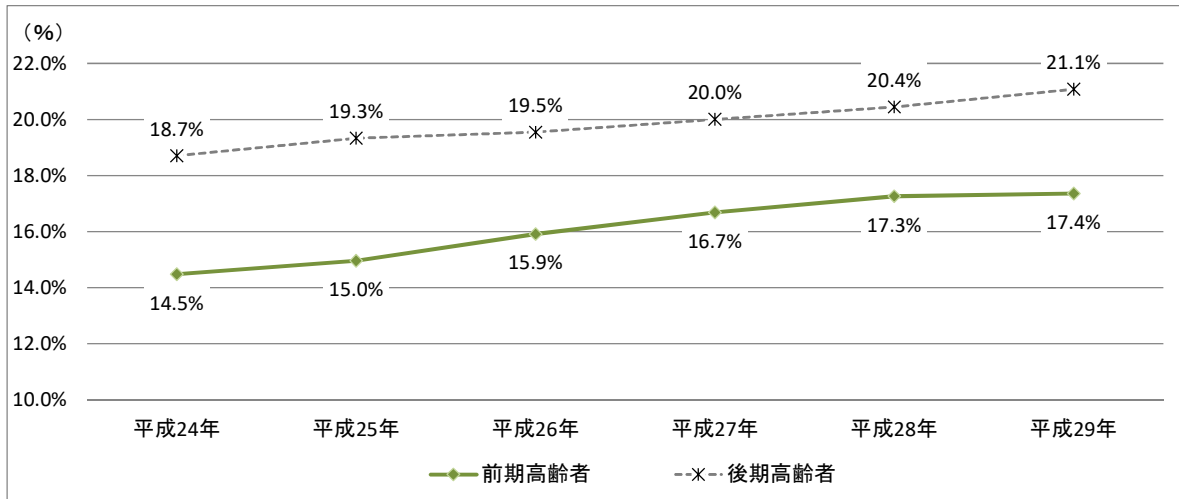
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総人口	59,155人	58,217人	57,218人	56,339人	55,450人	54,467人
年少人口(14歳以下)	6,201人	5,915人	5,661人	5,402人	5,232人	5,022人
生産年齢人口(15歳～64歳)	33,325人	32,336人	31,265人	30,265人	29,308人	28,513人
15～39歳	12,702人	12,232人	11,786人	11,353人	10,938人	10,488人
40～64歳	20,623人	20,104人	19,479人	18,912人	18,370人	18,025人
40歳以上人口	40,252人	40,070人	39,771人	39,584人	39,280人	38,957人
40歳以上人口比率	51.7%	52.5%	53.6%	54.4%	55.2%	55.9%
高齢者人口	19,629人	19,966人	20,292人	20,672人	20,910人	20,932人
高齢化率	33.2%	34.3%	35.5%	36.7%	37.7%	38.4%
前期高齢者人口(65歳～74歳)	8,564人	8,710人	9,107人	9,402人	9,572人	9,451人
前期高齢者比率	14.5%	15.0%	15.9%	16.7%	17.3%	17.4%
後期高齢者人口(75歳以上)	11,065人	11,256人	11,185人	11,270人	11,338人	11,481人
後期高齢者比率	18.7%	19.3%	19.5%	20.0%	20.4%	21.1%

資料：住民基本台帳各年度9月末現在

②高齡化率

高齡化率は上昇傾向にあり、平成 28 年までは前期高齢者の高齡化率の上昇が顕著でしたが、平成 29 年にかけては、ほぼ横ばいになっています。一方、後期高齢者の比率は、平成 28 年から平成 29 年にかけてやや伸びています。

【高齡化率の推移】

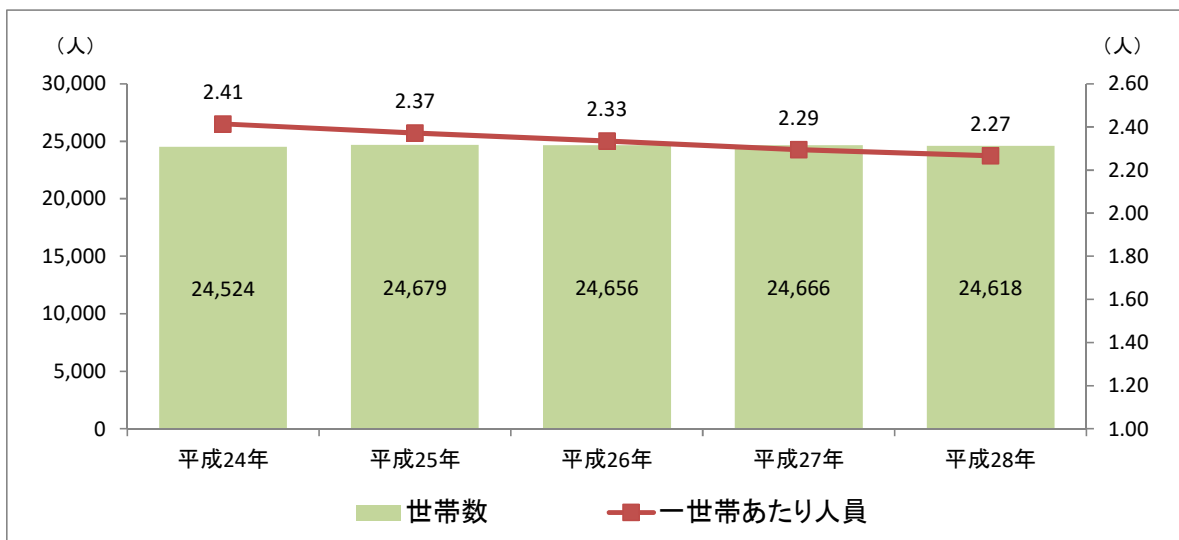


資料：住民基本台帳各年度9月末現在

③世帯数と一世帯あたり人員

世帯数はほぼ横ばいで推移しており、平成 28 年現在では 24,618 世帯となっています。人口は減少傾向にあるため、一世帯あたり人員は減少しており、平成 28 年には一世帯あたり 2.27 人となっています。

【世帯数の推移】



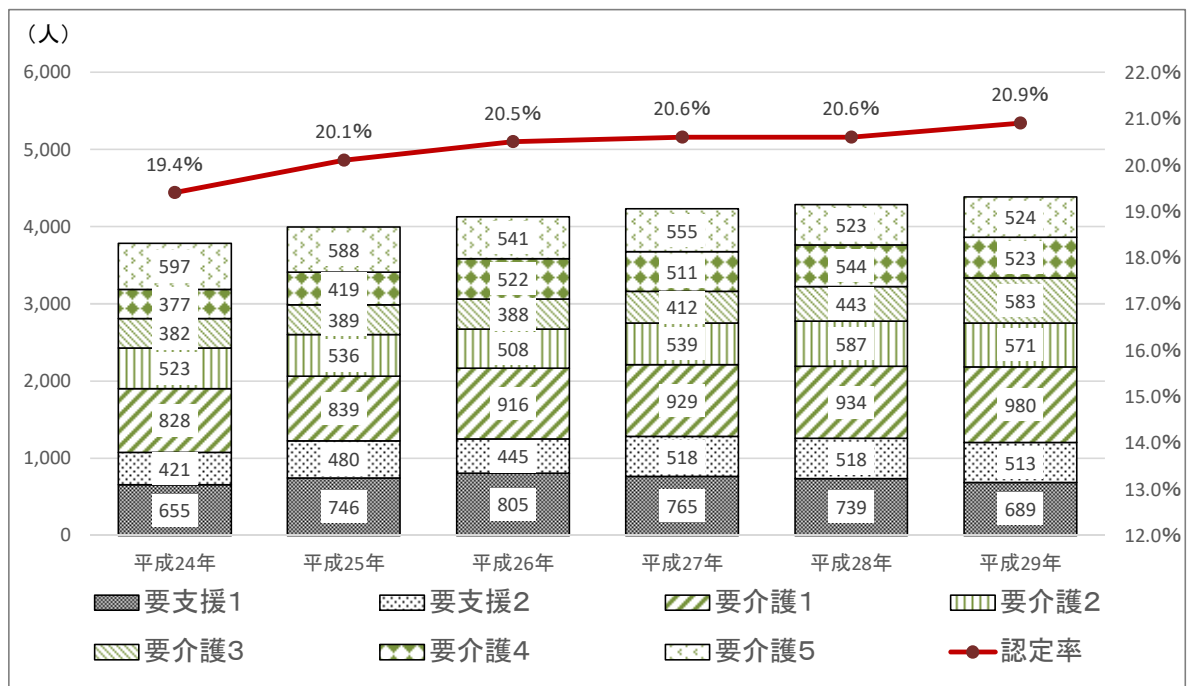
資料：市民福祉部市民保険課 各年3月末現在

④要支援・要介護認定者の状況

本市の要支援・要介護者数（第1号被保険者）のこれまでの実績をみると、認定者数は増加傾向にあります。認定率は平成26年から平成28年にかけては、横ばいで推移していましたが、平成29年に上昇しています。

要介護度別に推移をみると、要介護5は平成26年以降減少していますが、要介護3が増加傾向にあります。

【要介護（要支援）認定者数、要介護（要支援）認定率の推移】

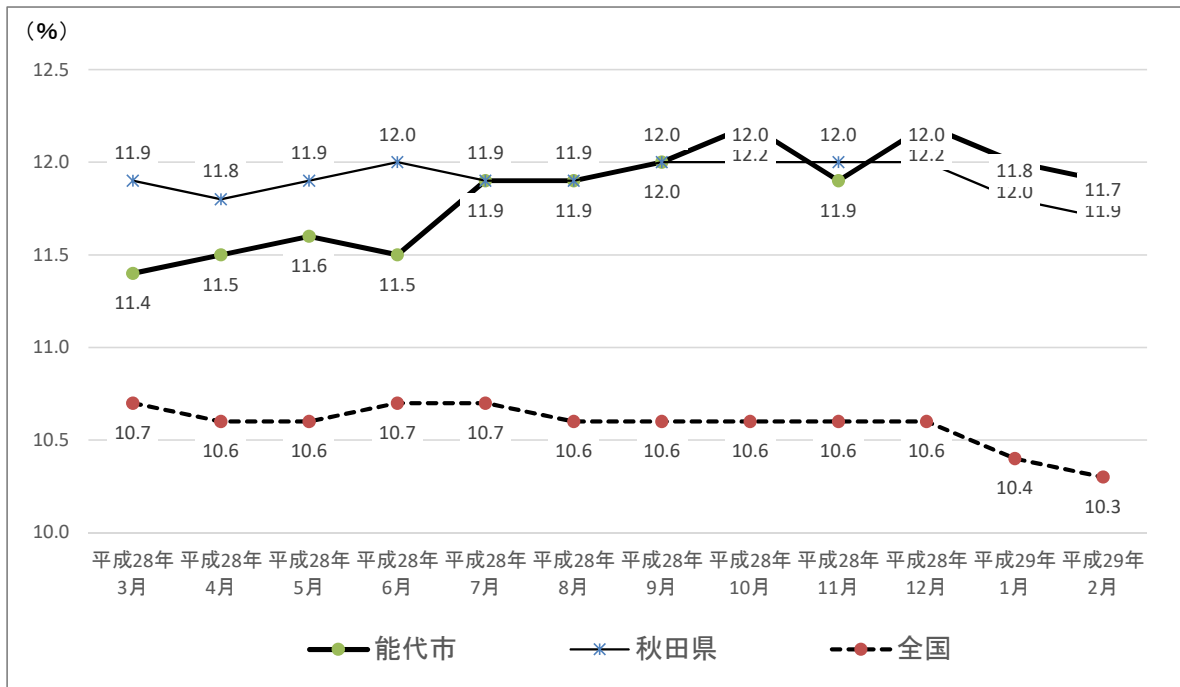


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（平成28,29年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

⑤介護保険サービス受給率

介護保険サービスの受給率を、平成28年3月からの1年間でみると、秋田県とほぼ同じように12.0%前後で推移しています。国は、市や県より低く10.5%前後で推移しています。

【介護保険サービス受給率】



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

⑥給付月額

第1号被保険者1人当たり給付月額をみると、平成28年度（平成29年2月サービス提供分まで）では24,355円となっています。

秋田県よりは、やや低く推移していますが、全国平均に比べ3,000円以上高くなっています。

【第1号被保険者1人当たり給付月額】

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (平成29年2月サービス提供分まで)
能代市	(円)	24,046	24,856	24,846	24,388	24,355
秋田県	(円)	24,271	24,893	25,090	24,810	24,899
全国	(円)	20,628	20,864	21,145	21,061	21,041

資料：(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（平成28年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

(2) 人口及び要支援・要介護認定者数等の推計

①高齢者人口及び高齢化率の推計

本市の人口は減少傾向が続き、計画期間の最終年である平成32年度には51,909人、平成37年度には47,890人と平成30年度から平成37年度までの7年間で5,724人の減少が見込まれています。

生産年齢人口（15歳から64歳）の減少が大きく、平成30年から平成37年の7年間で3,889人の減少となっていますが、後期高齢者人口は増加しており、今後高齢化が一層進んでいくと考えられます。

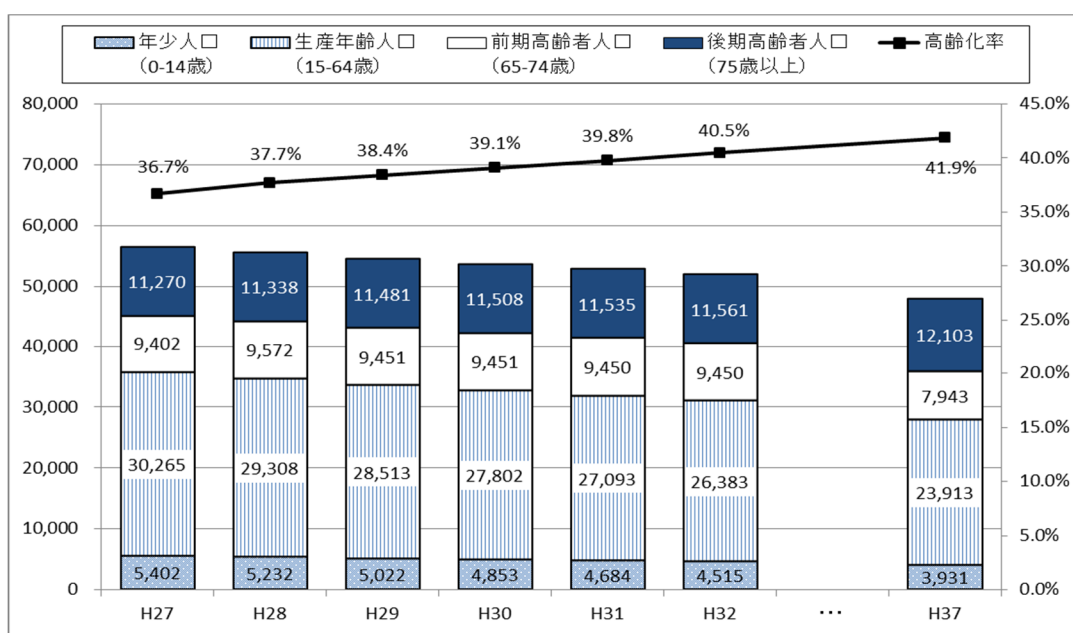
【人口推計】

総人口	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
総人口	56,339	55,450	54,467	53,614	52,762	51,909	47,890

単位：人

人口構成	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
年少人口 (0-14歳)	5,402	5,232	5,022	4,853	4,684	4,515	3,931
生産年齢人口 (15-64歳)	30,265	29,308	28,513	27,802	27,093	26,383	23,913
前期高齢者人口 (65-74歳)	9,402	9,572	9,451	9,451	9,450	9,450	7,943
後期高齢者人口 (75歳以上)	11,270	11,338	11,481	11,508	11,535	11,561	12,103
合計	56,339	55,450	54,467	53,614	52,762	51,909	47,890

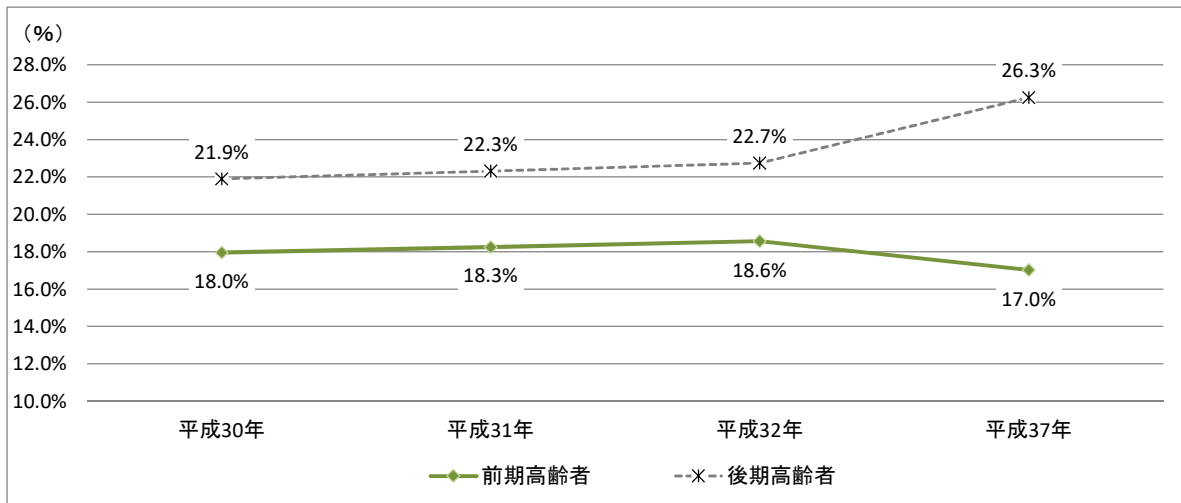
高齢化率	36.7%	37.7%	38.4%	39.1%	39.8%	40.5%	41.9%
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------



資料：厚生労働省「見える化システム」より

本市の高齢化率は、後期高齢者の上昇が著しく、平成37年には26.3%と4人に1人が後期高齢者になると推計されます。

【高齢化率の推計】

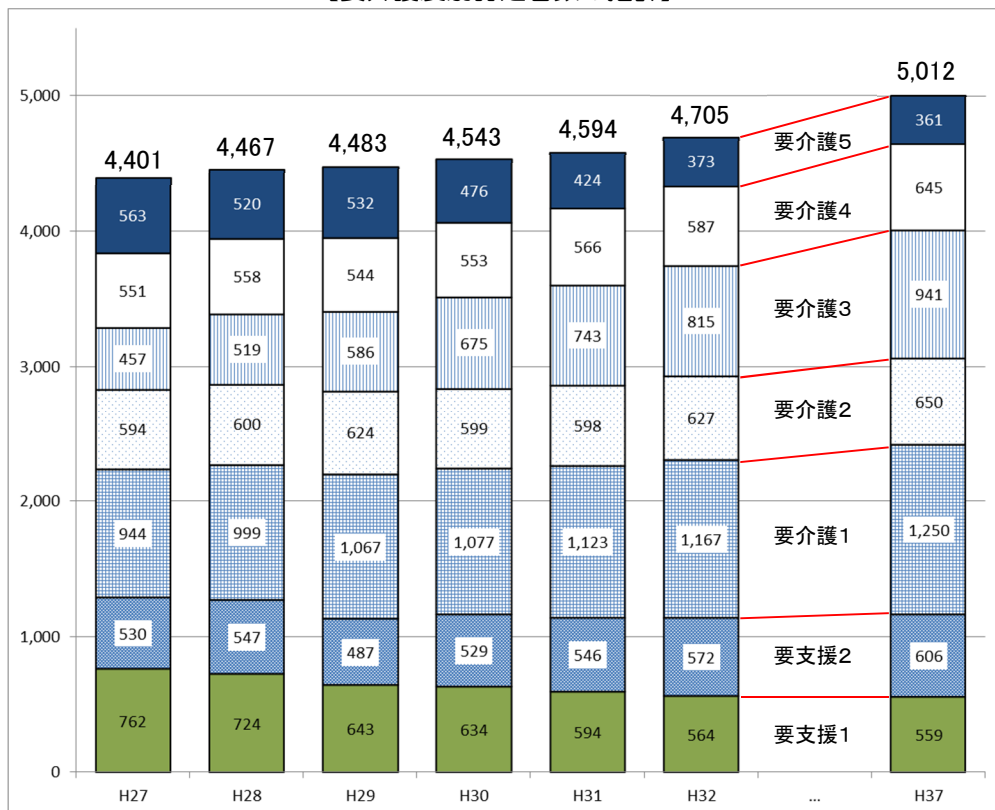


資料：厚生労働省「見える化システム」より

②要支援・要介護認定者の推計

本市の人口推計結果及び要支援・要介護認定者の認定率(出現率)の実績などから、平成30年以降の要支援・要介護認定者数を推計しました。

【要介護度別認定者数の推計】



資料：厚生労働省「見える化システム」より

6. 第6期計画の実施状況

(1) 活力ある高齢社会の実現

■高齢者の積極的な社会参加

老人クラブ活動の支援、シルバー人材センターの助成を通じた就業支援、生涯学習などを推進しており、高齢者の生きがい活動の機会の充実を図っています。

老人クラブ活動に関しては、クラブ数、会員数が減少傾向の中、平成28年度に新たに1クラブが設立されましたが、依然としてクラブ数、会員数減少への対策が課題となっています。

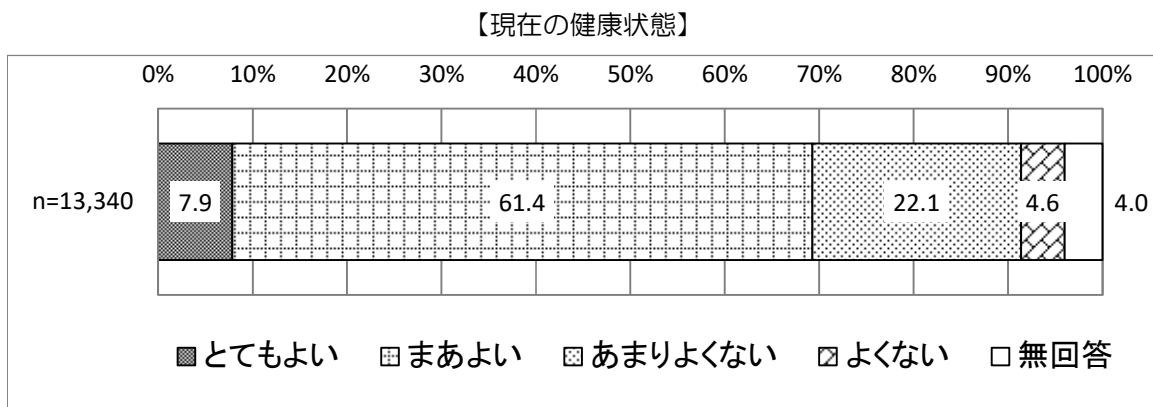
生涯学習については、平成27年度から「趣味講座」を「保坂福祉学園」として拡充するなど、内容の充実を図っております。さらに事業参加者の拡充を図るためには、地域（歩いていける範囲）への拡充などの取組が必要と考えております。

また、高齢者の就業支援については、シルバー人材センターが就業機会の提供に取り組んでいますが、会員数の減少などの課題があり、新たな事業展開を検討していくことも必要と考えております。

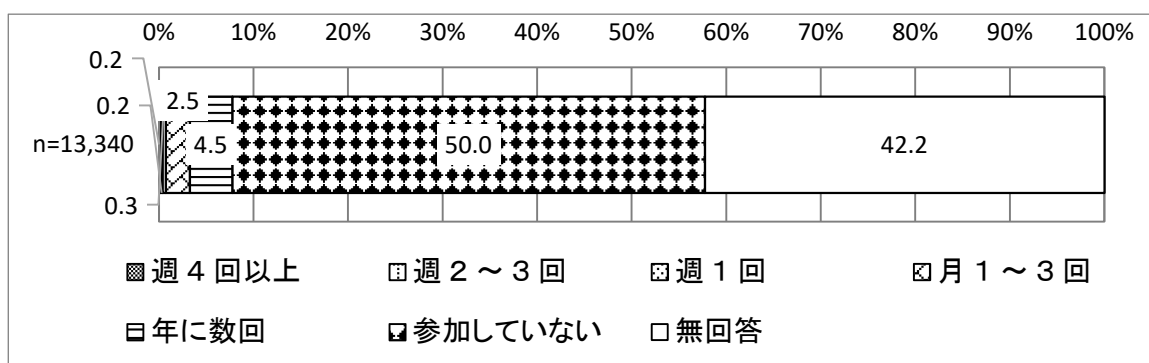
ニーズ調査の「現在の健康状態」の回答では、「まあよい」(61.4%)と「とてもよい」(7.9%)を合わせた『よい』は69.3%と7割近くを占めています。

「老人クラブへの参加状況」をみると、「参加していない」が半数を占めており、「町内会・自治会への参加状況」をみても「参加していない」が37.7%と3割以上を占めています。

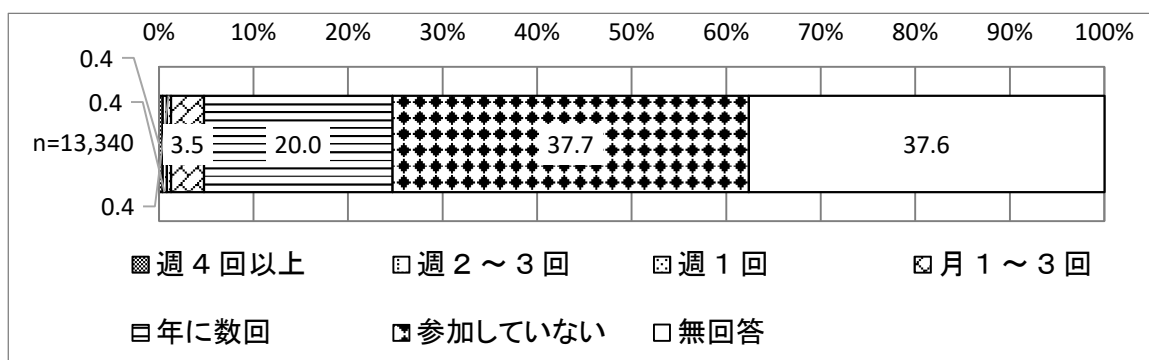
また、「収入のある仕事の状況」についても45.2%は「参加していない」として



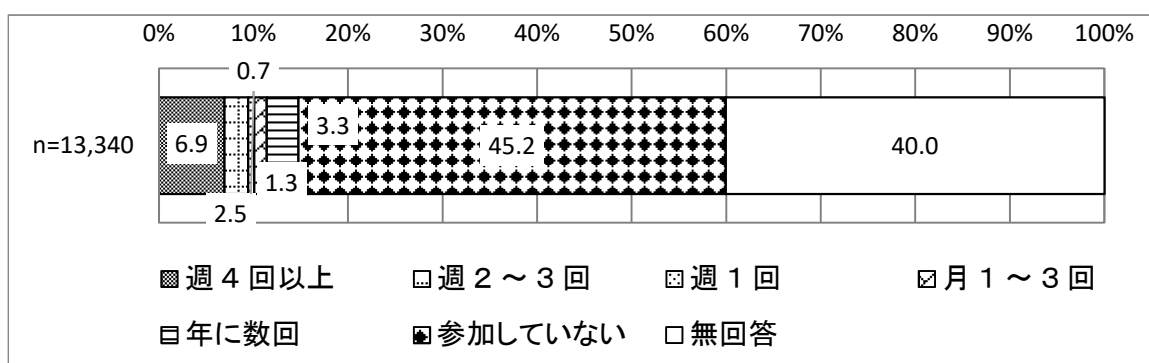
【老人クラブの参加状況】



【町内会・自治会の参加状況】



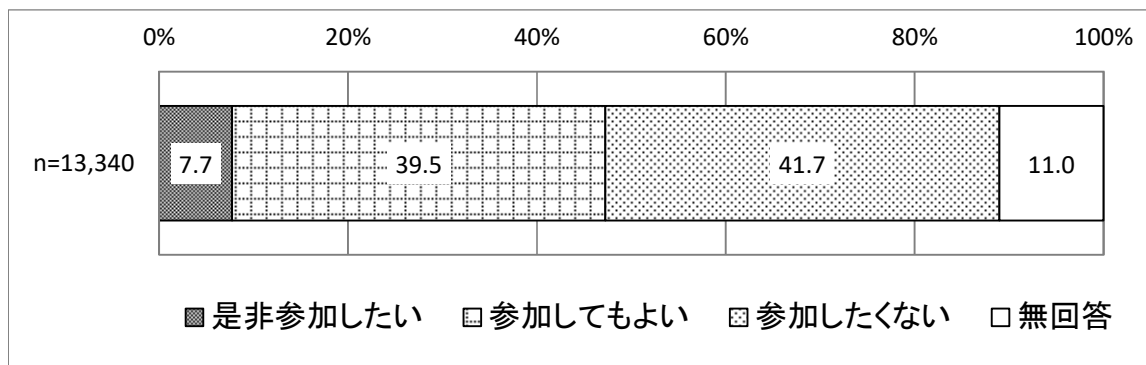
【収入のある仕事の状況】



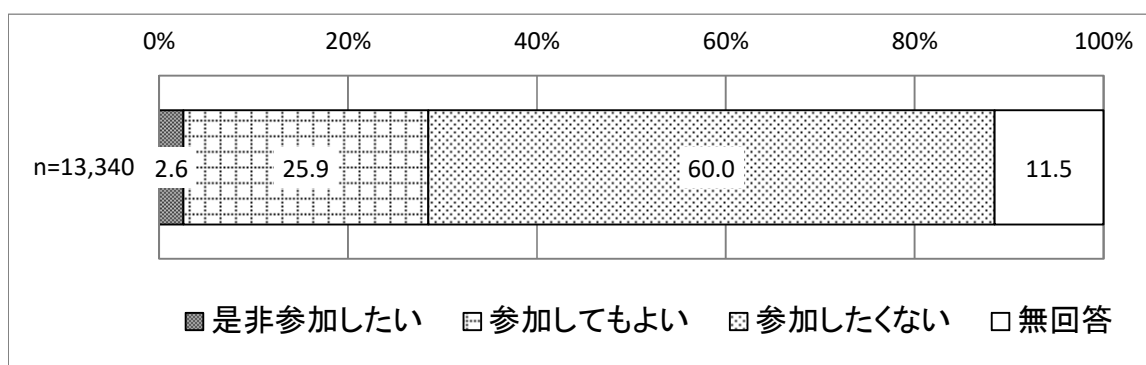
一方で、「いきいきした地域づくりへの参加者としての参加意向」をみると、「是非参加したい」(7.7%)、「参加してもよい」(39.5%)を合わせた『参加意向がある』は47.2%と半数弱を占めており、「参加したくない」の41.7%を上回っています。

参加者としての参加意向は高いものの、「いきいきした地域づくりへの企画・運営(お世話役)としての参加意向」では「参加したくない」(60.0%)が6割を占めており、活動を始めるきっかけづくりなどの支援が必要であると考えております。

【いきいきした地域づくりへの参加者としての参加意向】



【いきいきした地域づくりへの企画・運営者としての参加意向】



(2) 在宅生活の総合支援

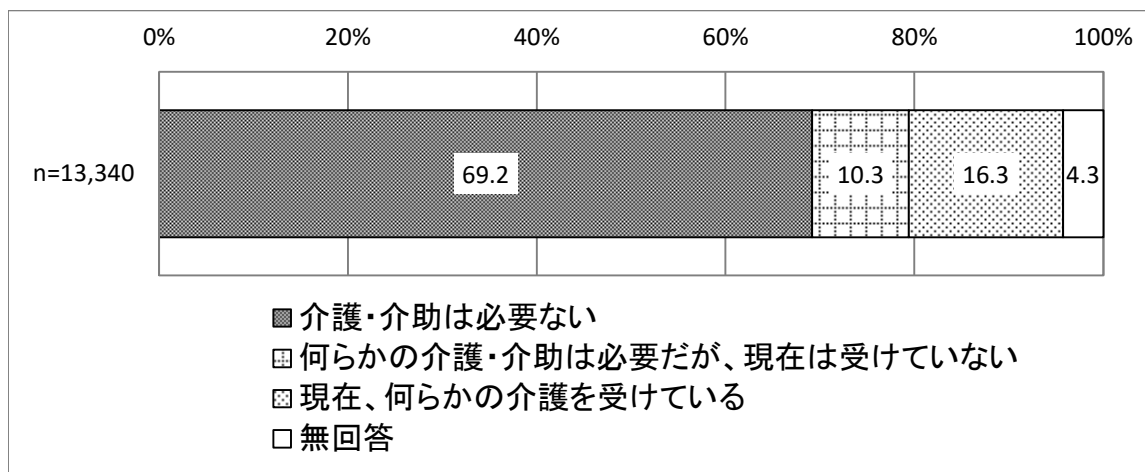
■自立生活の支援

高齢者のための福祉サービスとして、軽度生活援助や家族介護用品支給、福祉施設の整備など多様な事業を展開し、高齢者の自立生活を支援しています。

サービスによる利用状況の違いや、配食サービスのように対象者数の拡大に伴う事業委託先の確保、老人憩の家（白濤亭）等のように施設の老朽化等が課題になっており、各サービスの状況に応じた対応が必要と考えております。

ニーズ調査の「介護の必要性」の回答では、「現在、何らかの介護を受けている」（16.3%）と「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」（10.3%）を合わせた介護が必要という回答は25%以上（4人に1人以上）となっています。

【介護の必要性】



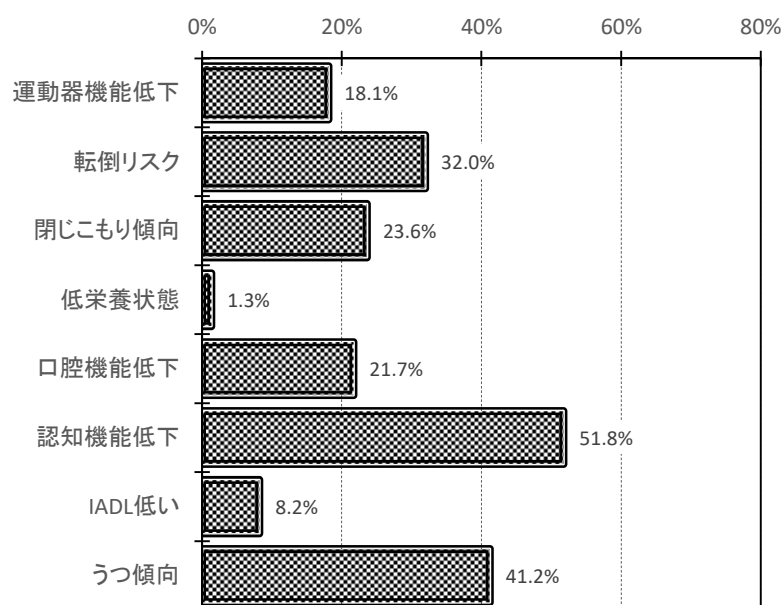
■介護予防等の推進

介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、一貫性、連続性を持った介護予防を進めています。

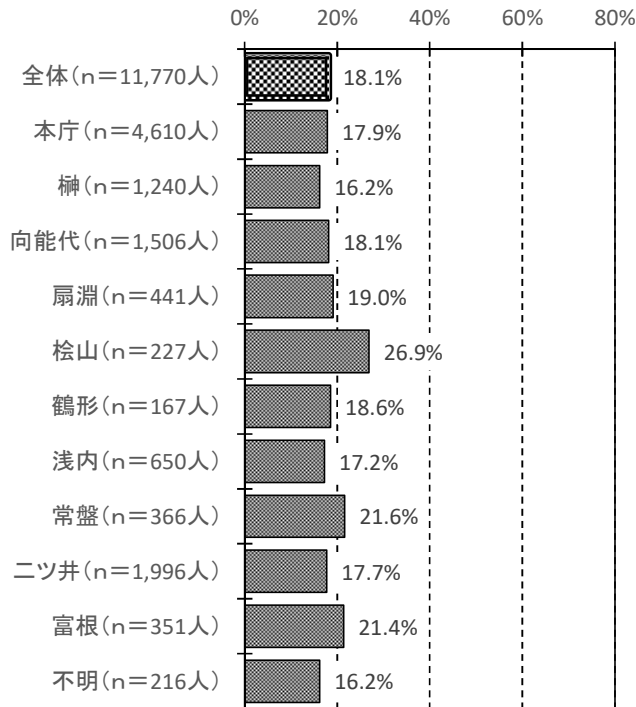
介護予防把握事業では、基本チェックリストの実施により要支援・要介護状態に陥るリスクの高い高齢者を把握し、健康教室などの介護予防事業へとつなげるとともに、保健関係部署、医療機関等との連携に努めていますが、予防教室への参加の呼びかけが課題となっています。

ニーズ調査結果に基づく要介護状態になるリスク判定については、これまでとは判定の基準が変更されたため、過去のリスク者の出現率と比較はできませんが、ニーズ調査の結果をみると、認知機能低下のリスク該当者の割合が半数を占めて最も多く、ついで、うつ傾向において、リスク該当者の割合が約4割と高くなっています。

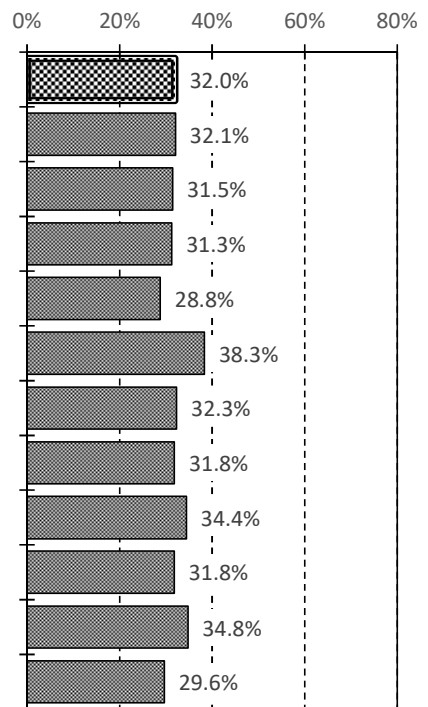
【ニーズ調査結果に基づく要介護状態になるリスク判定結果】



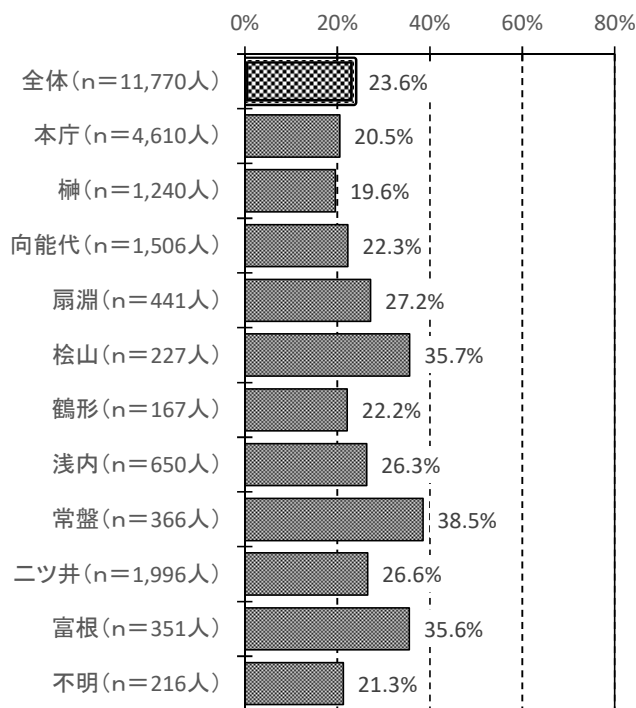
運動器機能低下



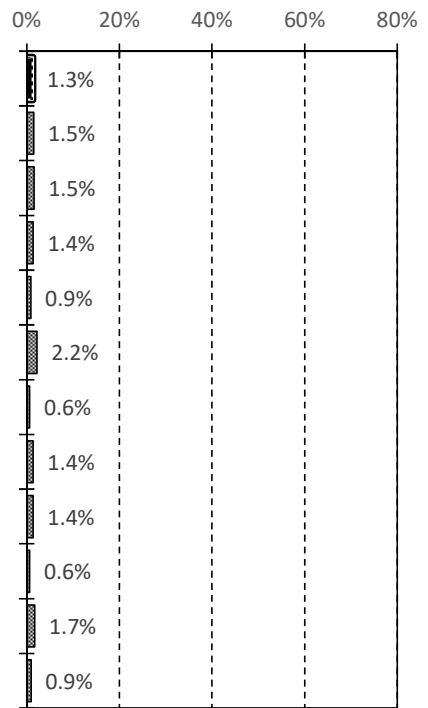
転倒リスク

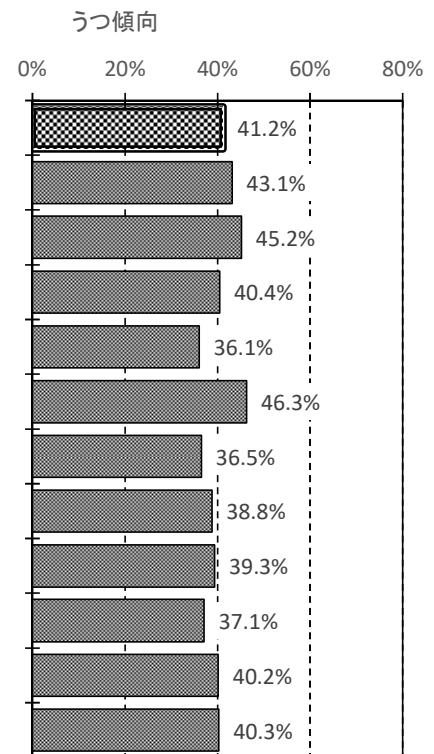
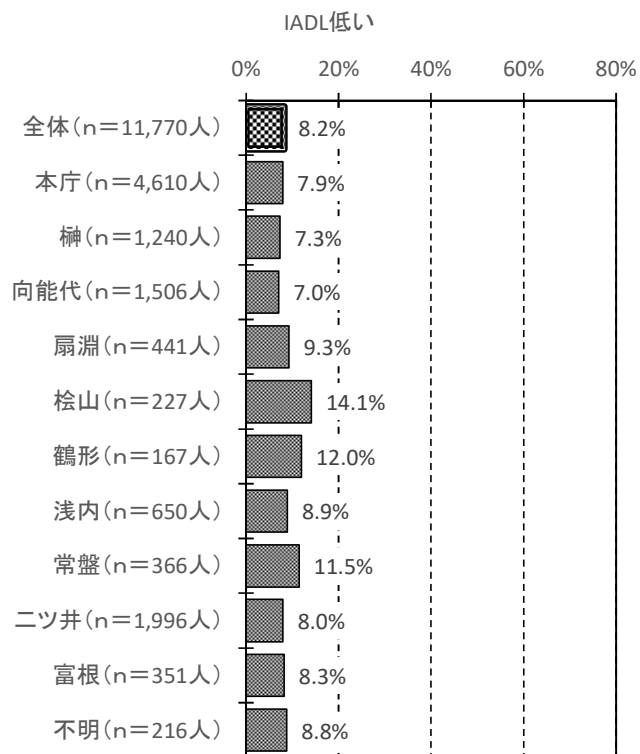
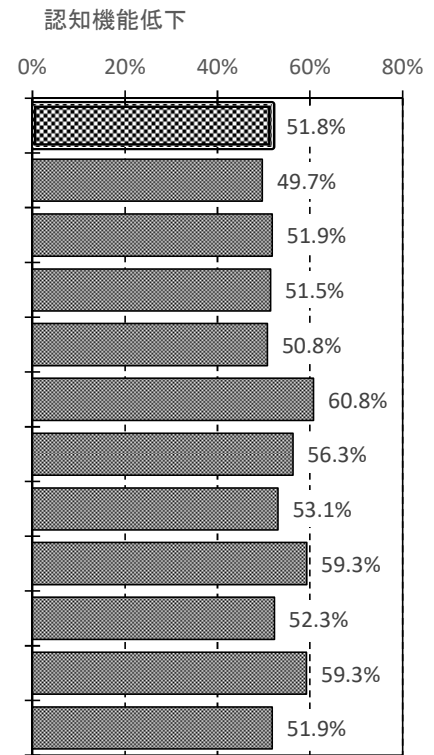
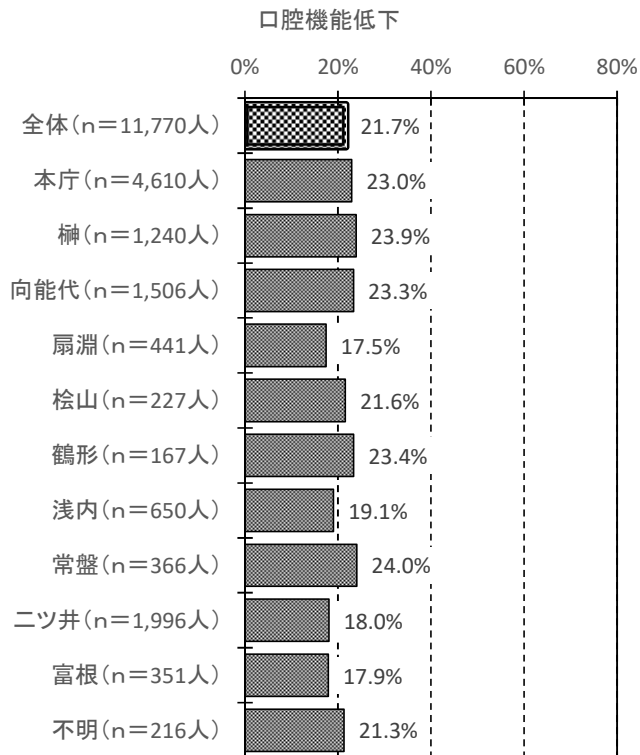


閉じこもり傾向



低栄養状態



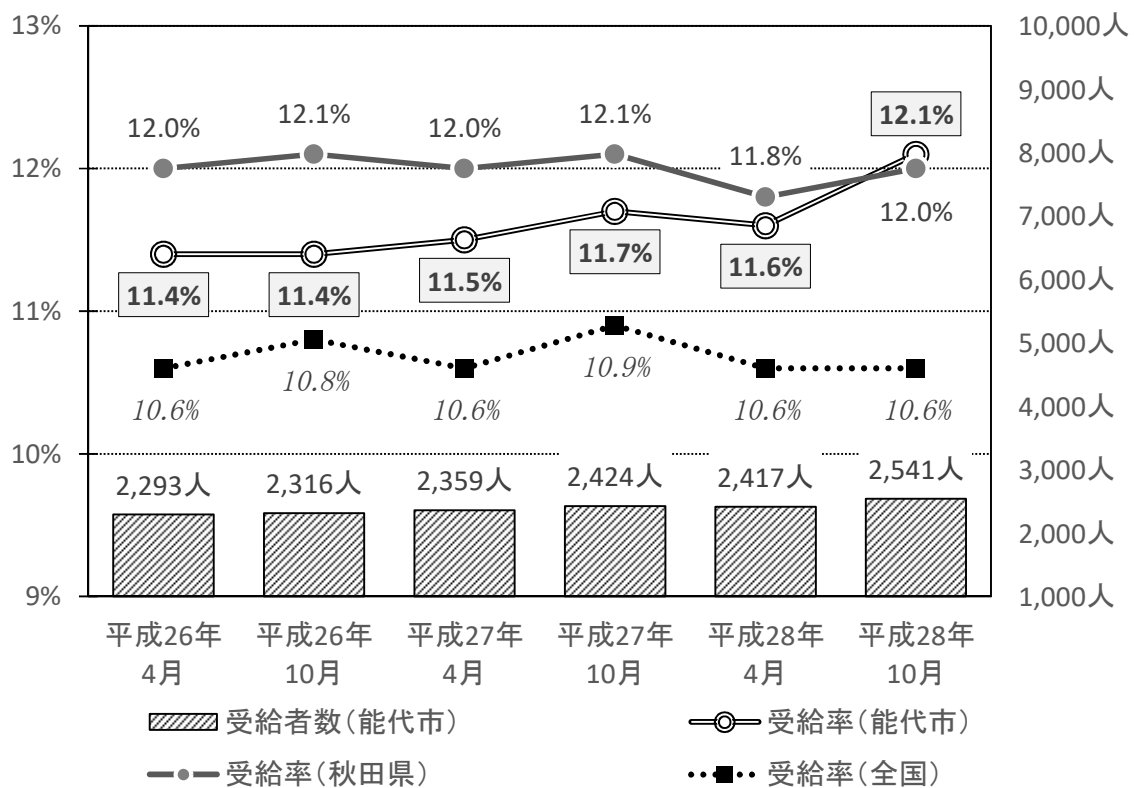


■在宅介護サービスの基盤整備

在宅サービスの受給者数の推移をみると、微増傾向にあり、平成28年10月には2,500人を超えています。

受給率（第1号被保険者数に占める受給者数の割合）をみると、平成26年4月の11.4%から徐々に上昇し、平成28年10月には12.1%となっています。本市の受給率は全国平均より高く、秋田県の平均よりやや低い水準で推移していましたが、県平均との差は徐々に縮まっており、平成28年10月には秋田県の12.0%をわずかに上回る状況となっています。

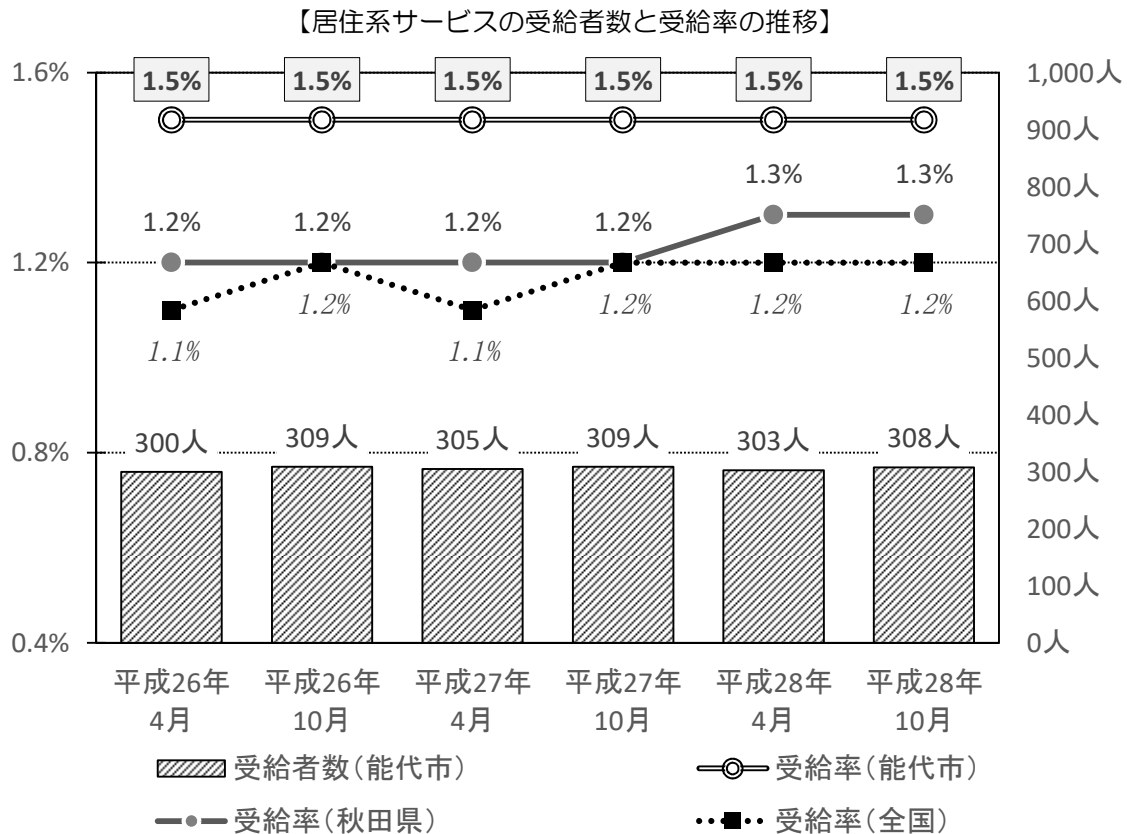
【在宅サービスの受給者数と受給率の推移】



資料：厚生労働省「見える化システム」より

認知症対応型共同生活介護や特定施設入居者生活介護などの居住系サービスの受給者数の推移をみると、受給者数は300人強でほぼ横ばいに推移しています。

受給率（第1号被保険者数に占める受給者数の割合）をみると、本市の受給率は1.5%で一定となっています。国の平均が1.1%~1.2%、秋田県の平均が1.2%~1.3%となっており、本市の受給率は国や県の平均よりもやや高い水準となっています。

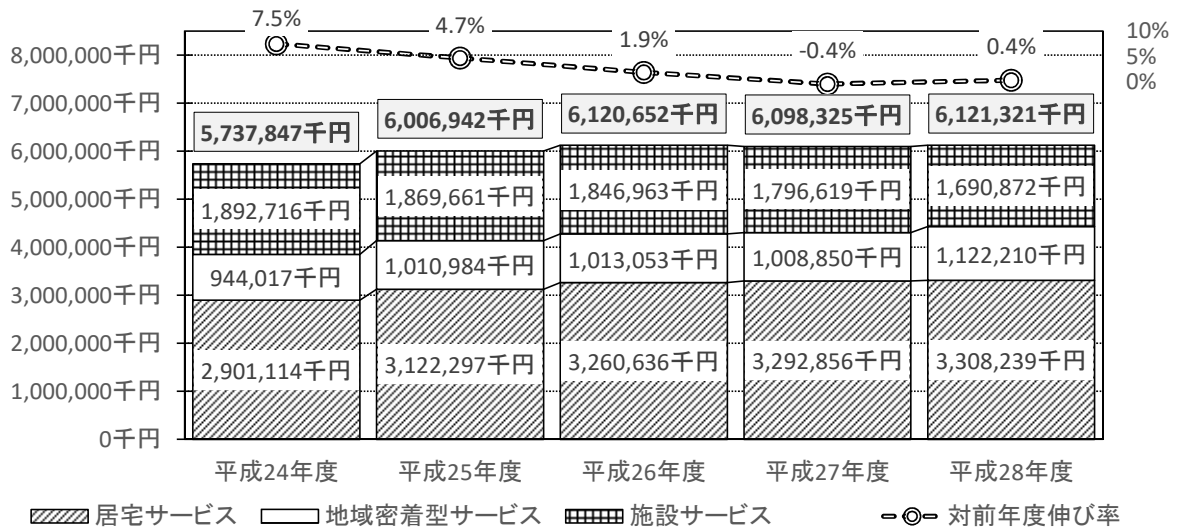


資料：厚生労働省「見える化システム」より

介護保険サービスの給付費はやや増加傾向にあり、平成25年度以降、60億円を超える水準で推移しています。しかし、対前年度伸び率をみると、伸び率は減少傾向にあり、上昇の幅は抑制されています。平成27年度には伸び率はマイナスに転じたものの、平成28年度には6,121,321千円と平成26年度と同水準となっています。

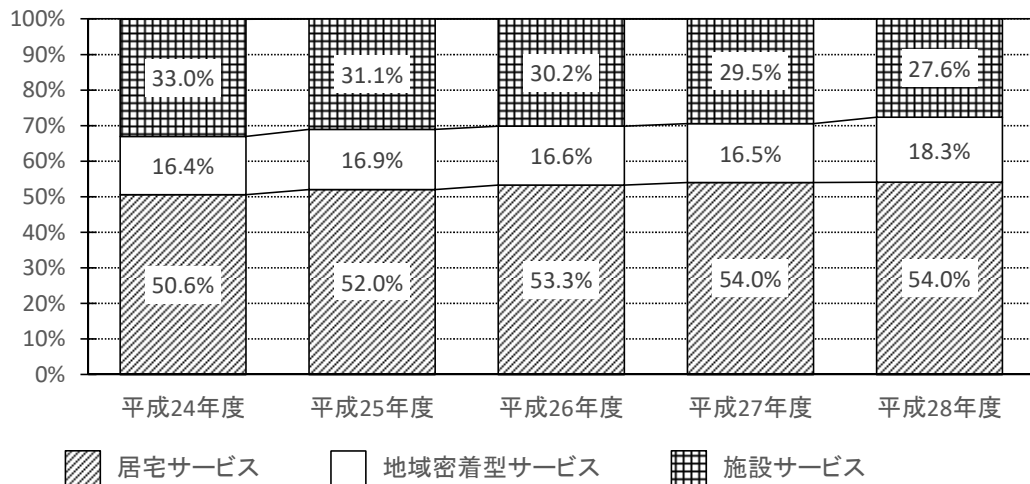
内訳をみると、居宅サービスと地域密着型サービスは増加傾向にあり、施設サービスは減少傾向にあります。

【介護保険サービス給付費の推移】



資料：能代市福祉概要より

【介護保険サービス給付費の構成比の推移】



資料：能代市福祉概要より

居宅介護サービスの給付費の内訳をみると、各年度、短期入所生活介護と通所介護の給付費の占める割合が高くなっており、短期入所生活介護についてはやや増加傾向にあります。通所介護は平成25年度以降減少傾向にあります。

【居宅介護サービス給付費の内訳】

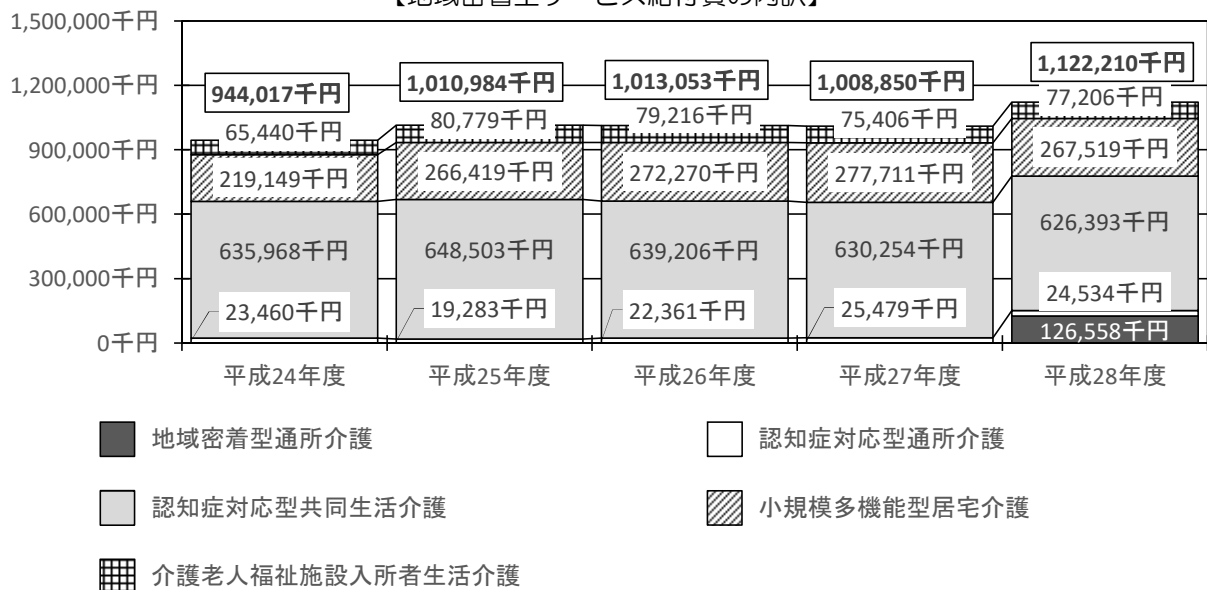
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
訪問介護	472,128千円	479,316千円	516,913千円	546,908千円	583,447千円
訪問入浴介護	37,131千円	34,519千円	28,533千円	27,376千円	29,004千円
訪問看護	48,269千円	51,047千円	50,868千円	50,894千円	60,775千円
訪問リハビリテーション	915千円	1,033千円	749千円	977千円	2,265千円
居宅療養管理指導	4,509千円	4,363千円	4,078千円	3,832千円	3,828千円
通所介護	804,258千円	878,275千円	863,861千円	833,228千円	731,656千円
通所リハビリテーション	35,592千円	40,312千円	49,273千円	72,461千円	76,161千円
短期入所生活介護	1,033,846千円	1,120,025千円	1,180,045千円	1,170,173千円	1,224,778千円
短期入所療養介護	11,399千円	7,146千円	5,854千円	2,423千円	3,054千円
福祉用具貸与	76,277千円	76,734千円	78,010千円	84,655千円	89,832千円
居宅介護支援	267,969千円	282,919千円	292,732千円	304,342千円	316,830千円
特定施設入居者生活介護	91,618千円	125,744千円	168,295千円	174,974千円	169,396千円
福祉用具購入費	5,358千円	5,919千円	5,579千円	6,757千円	5,043千円
住宅改修費	11,844千円	14,945千円	15,846千円	13,856千円	12,170千円
居宅サービス給付費 計	2,901,114千円	3,122,297千円	3,260,636千円	3,292,856千円	3,308,239千円

資料：能代市福祉概要より

地域密着型サービスでは、各年度、認知症対応型共同生活介護の給付費の占める割合が最も高くなっています。認知症対応型共同生活介護と介護老人福祉施設入所者生活介護については、平成25年度をピークに給付費はやや減少傾向にあります。

また、平成28年度から地域密着型通所介護が開始されています。

【地域密着型サービス給付費の内訳】



資料：能代市福祉概要より

■在宅介護サービスの提供体制の強化

在宅介護サービス基盤整備については、第6期計画で特定施設入居者生活介護の整備（定員40人：平成29年5月開設）をしています。

■在宅介護サービスの質的向上

地域包括支援センターを中心に、ケアマネジャーの資質の向上に向けた研修会などを行っているほか、各種相談や、地域密着型サービスにおける運営推進会議、実地指導等を通じて、現場を意識したきめ細やかな対応により、サービスの向上に努めています。

介護サービス事業者の増加により、介護に従事する職員の増加や異動から、サービスの質の低下が懸念されますが、県や市では指定の際や実地指導等で、人員基準を満たしているか確認しており、いずれの事業所においても必要な人員を確保しております。

県や市でも職員研修等によるスキルアップを助言するとともに、より質の高いサービスを提供するよう機会あるごとに指導しておりますが、短期入所施設の利用が長期になっている例などが見受けられますので、利用者個々の事情を正確に把握し、適切なサービス利用となるよう努めています。

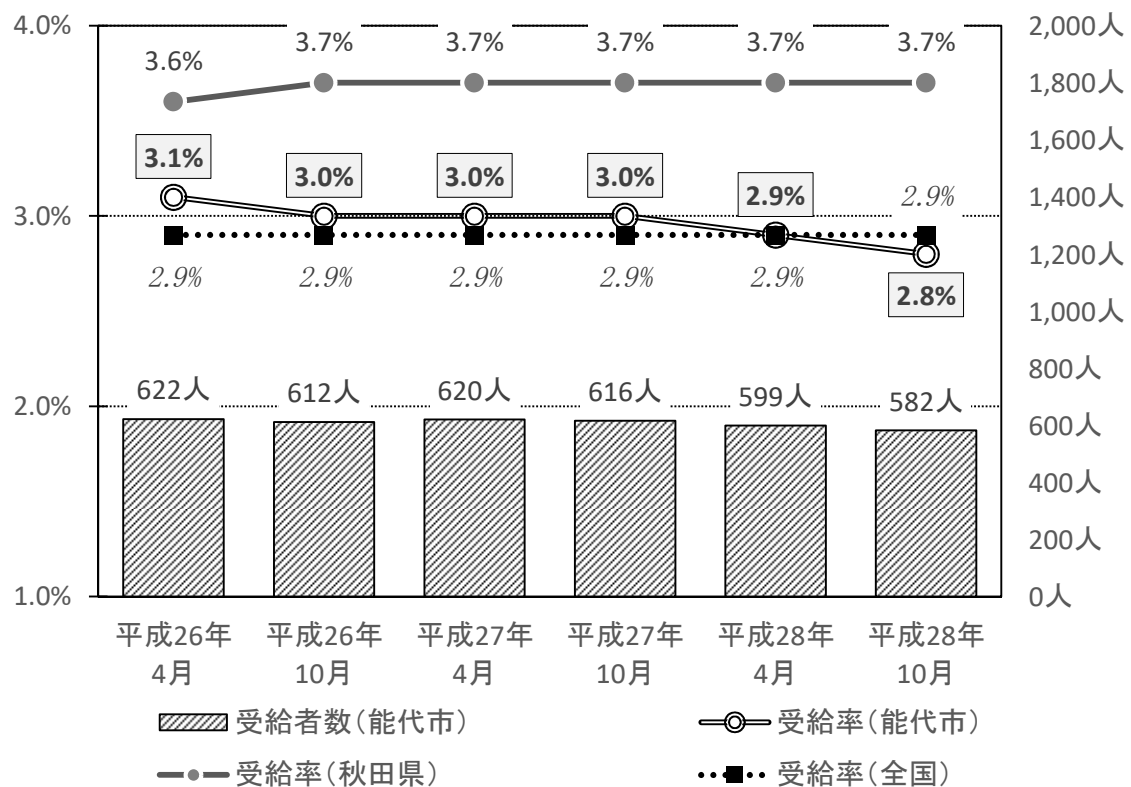
(3) 入所施設の整備

■施設介護サービスの基盤整備

施設サービスの受給者数の推移をみると、ゆるやかな減少傾向にあり、平成26年4月の622人から、平成28年10月には582人となっています。

受給率（第1号被保険者数に占める受給者数の割合）をみると、平成26年4月の3.1%から徐々に減少し、平成28年10月には2.8%となっています。本市の受給率はおおむね全国平均と同水準で、秋田県の平均よりはやや低い水準で推移しています。

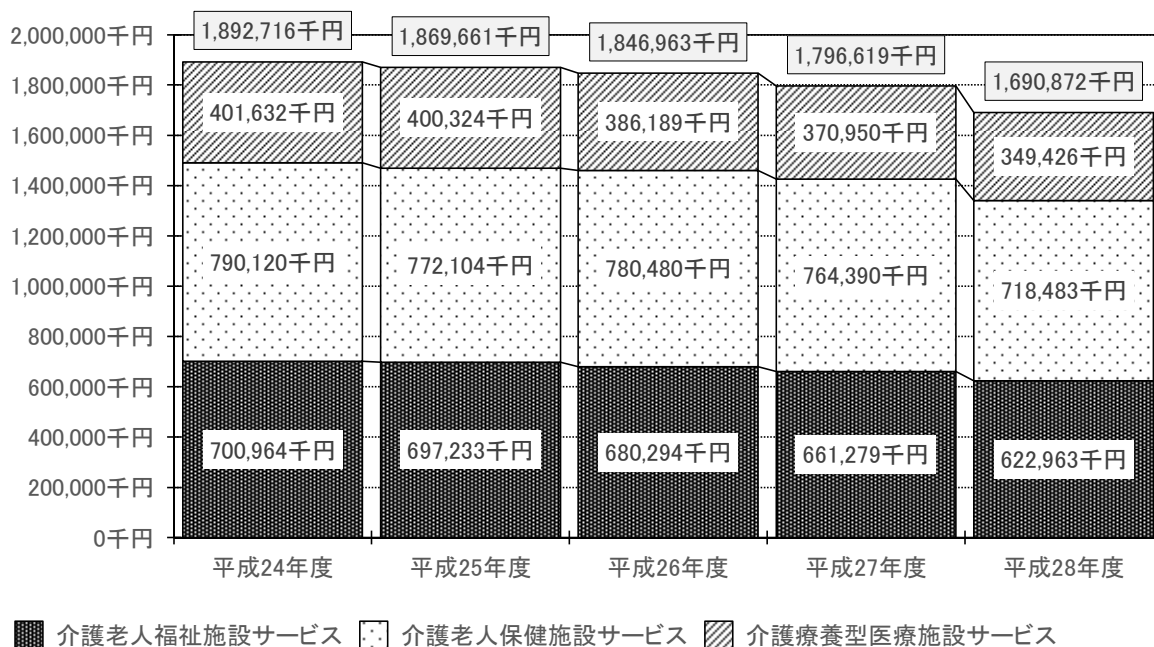
【施設サービスの受給者数と受給率の推移】



資料：厚生労働省「見える化システム」より

施設サービスの給付費は減少傾向にあり、介護老人福祉施設サービス、介護老人保健施設サービス、介護療養型医療施設サービスのいずれも同じように減少傾向となっています。

【施設サービス給付費の内訳】



資料：能代市福祉概要より

■施設介護サービスの提供体制の強化

平成 29 年 4 月 1 日時点の県調査によると、特別養護老人ホーム申込者数は 213 人（うち在宅の方 26 人）となっていますが、空きが生じた際の案内に対し、「現在入所している施設になじんでいる」、「今利用しているサービスをもう少し使いたい」などの理由により断るケースが見受けられます。

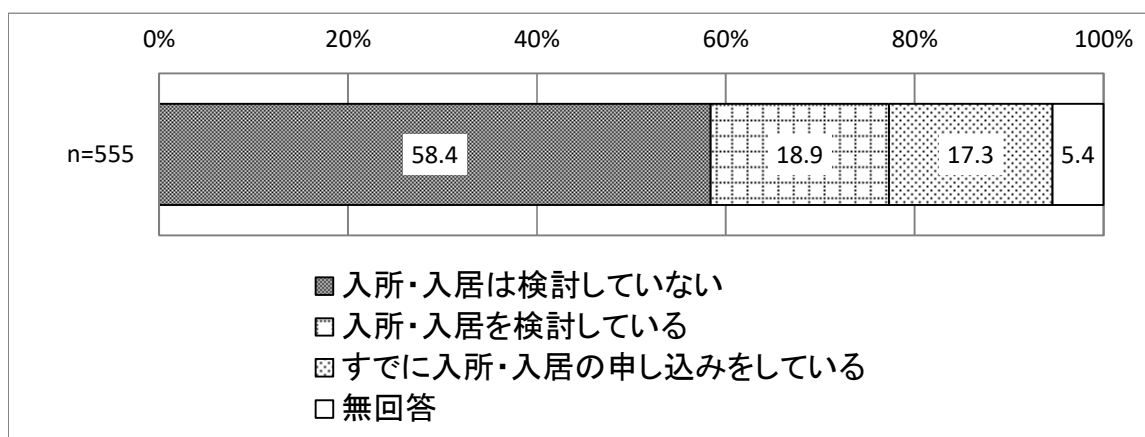
また、現在施設整備を進めている小規模特養（定員 29 人）が平成 30 年 3 月に開設されることや郡内の特養で増床が行われたことから、受け入れ体制は充実するものと考えられます。

在宅介護実態調査では、施設等への入所・入居の検討状況について、「入所・入居は検討していない」が 6 割弱を占めていますが、「入所・入居を検討している」（18.9%）と「すでに入所・入居の申し込みをしている」（17.3%）を合わせた施設等への入所・入居意向のある回答者も 3 割以上を占めています。

現在施設等に入居していない在宅介護者のうち 3 割以上は施設利用の意向があり、施設サービスに対する潜在的ニーズはまだあるものと思われます。

現在、施設介護サービスの利用はやや減少傾向にありますが、今後は潜在的なニーズがあることにも留意して、適正規模でのサービス提供を図っていくことが必要と考えます。

【施設等への入所・入居意向】



■施設介護サービスの質的向上

介護サービスに携わる人材の養成や就業後の質的向上のため、研修に関する情報提供を行い、特に地域密着型サービス事業者の職員については、計画的に研修に参加させ、資質の向上を図るよう事業者を指導し、サービスの向上を促しています。

介護サービスが必要でありながら、経済的理由で利用できなかったり、制限したりすることがないように、個別の事情に応じて介護保険料や利用料の減免制度のほか、高額介護サービス費などの負担軽減制度の適切な運用を行っています。

施設介護サービスにおいても、入所者の意志及び人格を尊重しながらその自立を支援するため、在宅に近い居住環境である個室と共有空間からなる少人数のユニットごとに職員を配置し、入所者一人ひとりの個性と生活のリズムを尊重したケアを実施するため、個室ユニットケアを推進する必要があります。

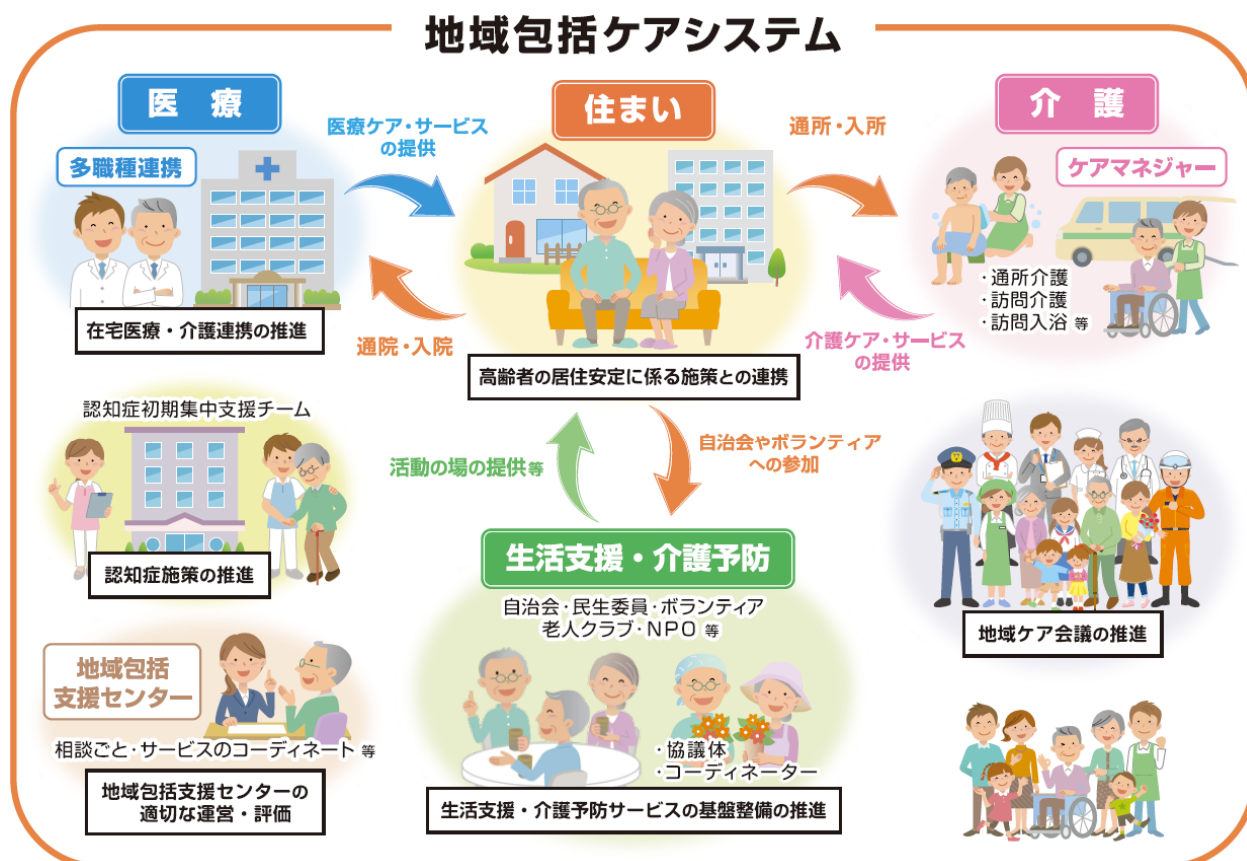
(4) 地域支援体制の整備

■地域包括ケアシステムの構築

第6期計画では、地域包括ケアシステムの中核を担うものとして、2つの日常生活圏域ごとに、能代地域包括支援センター（直営）と二ツ井地域包括支援センター（委託）の2か所の地域包括支援センターにおいて、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種がチーム一体となって、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントの支援、制度横断的支援の展開、各種相談支援や必要なサービスへとつなぐ役割を行ってきました。

しかし、よりきめ細かな対応を図るため、日常生活圏域を見直し、それに伴って地域包括支援センターの拡充を図るとともに、民間委託による運営など、地域包括支援センターの機能が十分に発揮されるよう、適切な運営のあり方を検討していくことが必要と思われまます。

また、地域包括支援センターの拡充に伴い、定期的な点検や評価を行っていく仕組みを整えていくことや、地域ケア会議の開催、介護サービス事業者と医療関係との連携強化など、地域包括ケアシステム全体が効果的に機能するように、基盤の整備と機能の充実を進めていきます。



7. 計画策定に向けた課題の整理

(1) 地域支援体制の整備

- ア 地域包括支援センターの適切な運営・評価
- イ 地域ケア会議の推進
- ウ 在宅医療・介護連携の推進（多職種連携強化、国が掲げる事業8項目の充実）
- エ 認知症施策の推進
 - ・「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の推進
- オ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業の充実
 - ・協議体、生活支援コーディネーターを活用した介護予防・生活支援サービスの体制整備
- カ 高齢者の居住安定に係る施策との連携
 - ・市民への高齢者向け住宅の情報提供
 - ・介護保険制度の住宅改修費の利用支援

(2) 活力ある高齢社会の実現

- ア 地域活動参加促進のための環境整備
- イ 活力ある高齢化社会の推進

(3) 在宅生活の総合支援

- ア 在宅生活者への心のケア
- イ 近隣ネットワークの構築
- ウ 介護予防・重度化防止等の取組内容と目標
- エ 介護従事者の人材確保

(4) 入所施設の整備

- ア 海潮園、長寿園廃止に伴う対応
- イ 介護従事者の人材確保

第2章 計画の基本的方向

- 1 基本理念
- 2 基本的目標
- 3 計画の体系
- 4 自立支援・重度化防止の目標
- 5 計画の主要課題と対応

1. 基本理念

本計画では、高齢者が住み慣れた家庭や地域で元気に活躍できる環境を整えるとともに、社会的役割を持って自立する生活を尊重し、介護や支援が必要となっても、一人ひとりが尊厳を持って心身ともに充実した日常生活を実感できる高齢社会を地域全体でつくりあげていくことを目指します。

地域で支えあい、高齢者が住み慣れたわがまち能代で、
いつまでもいきいきと安心して暮らせるまちづくり

2. 基本的目標

人間性の尊重

計画全体に関わる基本的な目標として「人間性の尊重」を掲げ、高齢者が社会の一員として生きがいを持って健全で安らかな生活を送ることができるよう、個人の尊厳を守り、自立を支援します。具体的には次の4つの個別目標を掲げます。

☆目標1 活力ある高齢社会の実現

高齢者の健康づくりや介護予防に努めるとともに、社会参加や交流の機会、就労・学習機会の充実を図り、活力ある高齢社会の実現を目指します。

☆目標2 在宅生活の総合支援

介護保険サービスと保健・医療・福祉サービスなどの連携により、高齢者の包括的な相談、支援体制を構築し、在宅生活の不安解消に努めます。

☆目標3 入所施設の整備

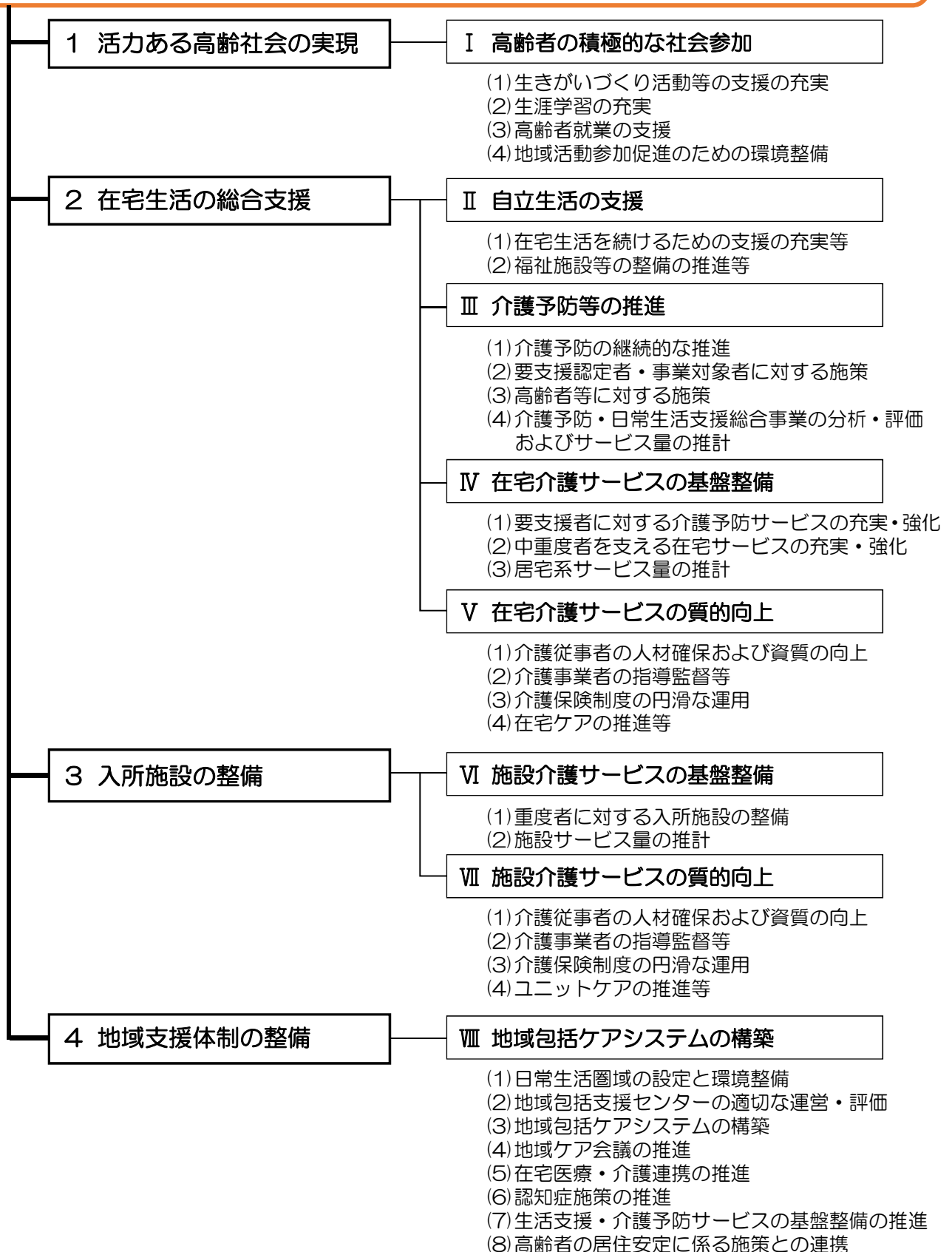
地域における既存施設の利用動向等を見極めた上で、施設整備のあり方を検討します。

☆目標4 地域支援体制の整備

地域の高齢者の生活を包括的かつ継続的に支援し、地域全体で支える地域包括ケアシステムの構築を目指します。

3. 計画の体系

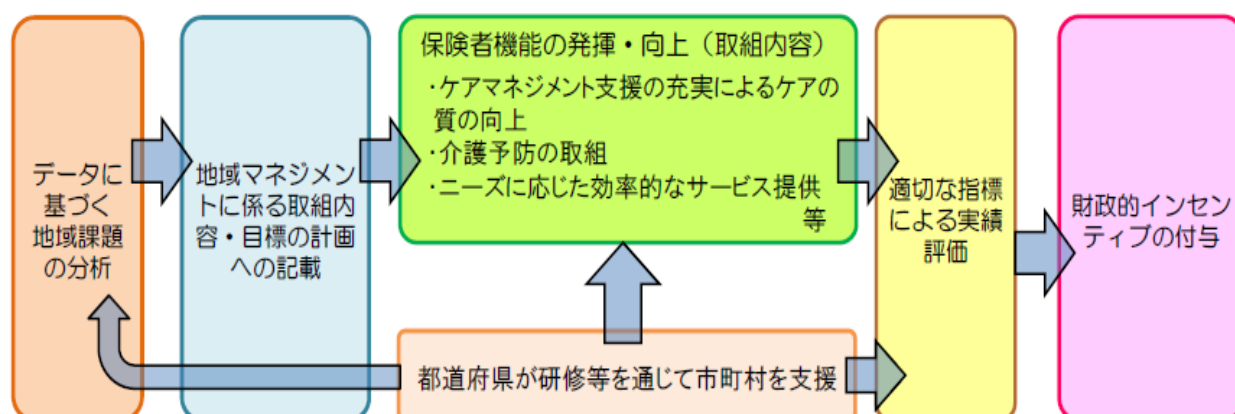
全体目標・人間性の尊重



4. 自立支援・重度化防止の目標

高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するためには、PDCAサイクルを活用して市の保険者機能を強化していくことが重要であり、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)において、以下の仕組みが創設されます。

- ①介護保険事業（支援）計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
- ②介護保険事業（支援）計画に自立支援・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
- ③都道府県による市町村支援の規定の整備
- ④介護保険事業（支援）計画に位置づけられた目標の達成状況についての評価、公表及び報告
- ⑤財政的インセンティブの付与の規定の整備



市では、自立支援・重度化防止に向けた取組状況を客観的に評価できるよう、以下の目標値を設定し、目標の達成に向けて取り組んでいきます。

<自立支援・重度化防止の目標>

自立高齢者の割合の増加

$$(\text{自立高齢者の割合} = (\text{高齢者数} - \text{認定者数}) / \text{高齢者数})$$

	29年度 (基準値)	30年度	31年度	32年度
高齢者人口に対する 自立高齢者率	79.1%	79.3%	79.5%	79.7%

5. 計画の主要課題と対応

■地域包括ケアシステム構築に向けた取組

団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据え、地域包括ケアシステム実現への取組をより強化していくことが求められています。

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの体制づくりが必要です。

第7期計画は「地域包括ケアシステムの構築」について、国が重点的な取組事項と掲げている事業を中心に深化、推進する必要があると考えます。

目標4 地域支援体制の整備

施策Ⅷ 地域包括ケアシステムの構築

課題①：地域包括支援センターの適切な運営・評価

対応

平成30年度から日常生活圏域を2地域から4地域に拡充し、それぞれ地域包括支援センターの運営を民間に委託します。また、地域包括支援センターの機能が十分に発揮されるよう、適切な運営を図ってまいります。

地域包括支援センターの適切な運営については、定期的な点検や評価を行っていくことも必要になりますので、評価方法について検討を進めます。

課題②：地域ケア会議の推進

対応

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていくため、地域ケア会議の開催を推進します。

医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めます。

また、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題の明確化、地域包括支援ネットワーク構築を図ります。

【具体的な取組概要】

- ①地域包括支援センターが主催する地域ケア個別会議
 - ・多職種協働による個別課題（困難事例）の解決
 - ・地域包括支援ネットワークの構築
 - ・地域に共通した課題の発見
- ②市が主催する地域ケア推進会議
 - ・地域の見守りネットワークなど地域で必要な資源を開発
 - ・政策の形成

■重点的取組事項

課題③：在宅医療・介護連携の推進

- ・多職種連携強化
- ・国が掲げる事業8項目の充実

対 応

○介護サービス事業者と医療関係との連携強化

多職種連携強化については、看護師、薬剤師、ケアマネジャー、病院の相談員による情報交換等により現状から課題を分析し、地域の実情にあった対応を図ります。

○在宅療養を支援する体制の充実

在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために居宅に関係する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を図ってまいります。

【具体的な取組概要】

- ア 地域の医療・介護の資源の把握
- イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- エ 医療・介護関係者の情報共有の支援、情報共有ツールの作成と活用
- オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- カ 医療・介護関係者の研修
- キ 地域住民への普及啓発
- ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携

課題④：認知症施策の推進

- ・「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の推進

対 応

○認知症初期集中支援チームの設置

ニーズ調査において、おおむね半数の方が認知症のリスクがある結果となっております。認知症サポート医、医療、福祉、介護等の専門職からなる認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを進める体制整備に努めます。

○認知症地域支援推進員による相談等支援体制の推進

認知症地域支援推進員による相談の充実や認知症施策の企画立案等を推し進め、認知症の方やその家族を支援する体制整備に努めます。

○新オレンジプラン推進の検討

国から示されている新オレンジプランの取組項目のうち、市単独で難しい取組については、国、県とも連携を図りながら推進に努めてまいります。

課題⑤：生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- ・協議体、生活支援コーディネーターを活用した介護予防・生活支援サービスの体制整備

対応

○介護予防・日常生活支援総合事業の実施

平成 29 年度に実施した介護予防・日常生活支援総合事業について、高齢者の生活実態とニーズの把握に努め、必要なサービスの提供や支援策を検討し、総合事業の充実を図ります。

事業充実に当たっては、生活支援コーディネーターや協議体において、地域や団体等で提供できるサービスを発掘、養成する体制の推進に努めます。

○生活支援コーディネーターの設置

生活支援コーディネーターを設置し、支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務の推進に努めます。

○協議体の設置

自治会・町内会、民生委員、ボランティア団体等で構成する協議体を設置し、生活支援・介護予防サービスの情報を共有しながら、連携・協働によるサービス提供体制の整備に努めます。

課題⑥：高齢者の居住安定に係る施策との連携

- ・市民への高齢者向け住宅の情報提供
- ・介護保険制度の住宅改修費等の利用支援

対応

○高齢者向け住宅の情報提供

高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯が増加する中、地域生活の基盤である高齢者の住まいの確保は、重要となってきます。

多様な高齢者向け住まいが整備されていく中で、その選択肢の一つである「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」の民間による整備が進んでいます。これら整備の動向等を把握し、情報提供に努めます。

○介護保険制度の住宅改修費等の利用支援

要支援・要介護認定者で移動に不安のある方が、手すりの取り付けや段差解消など日常生活に配慮した仕様に改修する場合に費用の一部助成を行っています。

高齢者に適した住宅改修には一般の住宅改修とは異なる専門的な視点が求められることから、介護や改修の専門家の協力を得て利用者それぞれの状況に対応していきます。

また、住宅改修に関連して、在宅での生活をよりよくするためには、福祉用具の紹介や使用方法に関する相談も重要となります。福祉用具の使用においても、高齢者の個々の身体機能や生活習慣に配慮し、用具を適正に使用する指導や情報を提供していきます。

■個別目標の達成に向けた取組

目標1 活力ある高齢社会の実現

施策Ⅰ 高齢者の積極的な社会参加

課題⑦：老人クラブ数、会員数の減少
地域活動参加促進のための環境整備

対応

○老人クラブ活動への支援

老人クラブ活動や高齢者の自主的活動は、活力ある高齢化社会の実現に大変重要なことでもあります。そのため、他団体事例を参考に支援等について研究します。

○地域活動参加促進のための環境整備

生活支援コーディネーターや協議体設置事業の中で、地域活動の環境整備に努めます。

目標2 在宅生活の総合支援

施策Ⅱ 自立生活の支援

課題⑧：在宅生活者への心のケア
近隣ネットワークの構築

対応

○その他生活支援事業

ニーズ調査において、よく会う友人、知人の関係性は、「近所、同じ地域」が過半数となっています。地域共生社会を目指す中で、地域住民が在宅生活者の話し相手、相談相手となることが必要と考えられます。生活支援コーディネーターや協議体設置事業の中で、地域による訪問活動や集いの場の設置等の事業実施の検討に努めます。

施策Ⅲ 介護予防等の推進

課題⑨：介護予防・重度化防止等の取組内容と目標

対 応

○介護予防・日常生活支援総合事業の分析・評価及びサービス量の推計

平成29年度実施した介護予防・日常生活支援総合事業について、新たな生活支援サービス等の実施を目指します。また、事業の分析・評価により効果的で効率的なサービスとなるよう内容の見直しも行いながら、事業の充実に努めてまいります。

施策Ⅴ 在宅介護サービスの資質向上

課題⑩：介護従事者の人材確保

対 応

○介護従事者の人材確保にかかる県との連携

地域包括ケアシステムを構築し、介護サービスを充実していくに当たり、介護従事者の確保が必要となります。介護従事者の人材確保について、県が策定する介護保険事業支援計画と連携を図ってまいります。

目標3 入所施設の整備

施策Ⅶ 施設介護サービスの資質向上

課題⑪：介護従事者の人材確保

対 応

○介護従事者の人材確保にかかる県との連携

地域包括ケアシステムを構築し、介護サービスを充実していくに当たり、介護従事者の確保が必要となります。介護従事者の人材確保について、県が策定する介護保険事業支援計画と連携を図ってまいります。

第3章 高齢者福祉計画

施策Ⅰ 高齢者の積極的な社会参加

施策Ⅱ 自立生活の支援

施策 I 高齢者の積極的な社会参加

(1) 生きがいきづくり活動等の支援の充実

①老人クラブ社会活動促進事業

老人クラブは、今後の地域社会の中で重要な役割を担う組織であり、高齢者の生きがいきづくりや健康づくり、奉仕活動等の社会活動を推進していく上で、積極的な役割が期待されます。60歳以上人口はほぼ横ばいですが、クラブ加入者数は減少しています。老人クラブの役割を維持していくために自主性を最大限に尊重しつつ、老人クラブ連合会、単位老人クラブと連携を図りながら、老人クラブ活動を支援します。

■老人クラブ活動の状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
クラブ数	61 クラブ	60 クラブ	58 クラブ
加入者数	2,296 人	2,167 人	1,991 人
60 歳以上人口	25,409 人	25,360 人	25,273 人
加入率	9.0%	8.5%	7.9%

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○老人クラブ数、会員数の減少について、他団体事例を参考に、その支援等について研究します。

②敬老会（式）

高齢者同士がお互いの長寿と健康をお祝いするとともに、高齢者が集い、交流する機会を設けます。

■敬老会の開催状況

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	開催地区等	参加者数	開催地区等	参加者数	開催地区等	参加者数
能代地域	式典	137 人	式典	174 人	式典	212 人
	4 地区	300 人	4 地区	314 人	4 地区	350 人
二ツ井地域	10 地区	814 人	10 地区	701 人	10 地区	675 人

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○「敬老会」の実施内容について見直しを検討します。

③青空デイサービス事業【※地域支援事業】

高齢者に比較的軽易な農作業を体験してもらい、閉じこもりを防止し、生きがいと健康づくりや交流の場を提供する青空デイサービス事業を実施します。

■青空デイサービスの実施状況

	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	実施回数	会員数	延べ参加者数	実施回数	会員数	延べ参加者数	実施回数	会員数	延べ参加者数
能代地域	13回	25人	252人	13回	24人	244人	9回	29人	239人
二ツ井地域	12回	15人	136人	12回	12人	109人	9回	6人	47人

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○既存の農地等を利用しながら、実施団体や指導者、参加者の輪を広げ、市民の自主的な活動を促進します。

④地域福祉活動補助事業

ボランティア団体などが実施する「在宅福祉の普及・向上に資する事業」「健康・生きがいづくりの推進に資する事業」「ボランティア活動の活発化に資する事業」に対し、福祉基金を財源として補助金を交付します。

■地域福祉活動補助事業の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
交付団体数	6 団体	6 団体	6 団体
交付済額	2,046 千円	2,051 千円	1,998 千円

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○事業の利用を促進します。

(2) 生涯学習の充実

「生涯学習の場」や「地域づくり」の拠点として、高齢者施設の利用を促進します。また、公民館、体育館等における寿大学、シルバースポーツの日交流会などの様々な事業の推進を支援するほか、サークル、老人クラブ等の勉強会等へ講師を派遣するなど、高齢者の学習意欲の向上に努めます。(一部地域支援事業として実施)

■主な生涯学習関連事業の実施状況

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	開催数	参加者数	開催数	参加者数	開催数	参加者数
寿大学(能代地域)	57回	2,803人	59回	2,824人	25回	672人
松寿大学(二ツ井地域)	5回	610人	5回	565人	0回	0人
趣味講座	115回	1,789人	136回	2,474人	75回	1,486人
社会参加活動講演会	1回	178人	1回	200人	0回	0人
健康づくりスポーツ大会	1回	500人	1回	540人	1回	585人
高齢者芸能発表の集い	1回	720人	1回	750人	1回	887人
いきいきふれ愛の集い	1回	487人	1回	486人	1回	485人
笑いと健康づくり特別講演会	1回	150人	1回	100人	—	—

※各年度末現在(平成 29 年度は9月末現在)

○生涯学習事業の継続と内容やメニューについて周知を図るとともに、より多くの高齢者の参加促進に努めます。

(3) 高齢者就業の支援

シルバー人材センターは高齢者が地域社会の活動と密接な連携を保ちながら、豊かな経験と能力を生かし、相互協力のもと、働くことを通じて「社会参加」「生きがいの増進」に寄与することを目的として設立され、会員の自主性・主体性を最大限に発揮させながら、各種事業を推進し、高齢者の就業機会の提供を行っています。

また、公共職業安定所等の関係機関と連絡をとりながら高齢者の就労支援に努めます。

■シルバー人材センターの運営状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
登録会員数	310 人	286 人	296 人
男 性	246 人	226 人	231 人
女 性	64 人	60 人	65 人
助成額	8,000 千円	8,000 千円	8,000 千円

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○高齢者の雇用や生きがいつくりの場を確保するため、今後もシルバー人材センターへの助成と運営支援を行っていきます。

(4) 地域活動参加促進のための環境整備

地域において元気な高齢者が、就労・家事などのほか、自治会・町内会などの地域活動の担い手として、また、老人クラブや自主グループなどで活躍しています。定年後の高齢者の社会参加など、シニア世代に支援の担い手になってもらうことにより、社会的役割や自己実現を果たすことで、介護予防にもつながってきます。

老人クラブの友愛訪問活動や生きがいと健康づくり事業、地域支え合い高齢者等見守り事業などを通じた活動、ボランティアポイント制度等によるボランティア活動等先進事例を参考に施策を検討するほか、生活支援コーディネーターや協議体設置事業の中で、活躍を求める高齢者が、積極的に社会参加できる環境整備について検討を進めます。

施策Ⅱ 自立生活の支援

(1) 在宅生活を続けるための支援の充実等

①高年齢者住宅改修助成事業

移動に不安のある要支援・要介護認定を受けた高齢者が、住み慣れた家庭でいつまでも安心して暮らし続けるために、住居を改修する場合に費用の一部を助成します。

■住宅改修費の助成状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
件数	7 件	3 件	3 件
助成額	496 千円	206 千円	184 千円

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○在宅生活の継続や介護予防につながるよう、制度を維持します。

②軽度生活援助事業

自立した生活を支援するため、シルバー人材センター等を活用し、一人暮らし高齢者等に日常生活上の軽易な援助を行うための助成券を交付します。

■軽度生活援助サービスの利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
交付世帯数	2,009 世帯	2,048 世帯	1,743 世帯
利用券利用枚数	11,776 枚	12,935 枚	5,681 枚

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○高齢者の自立した生活を支援するため、制度を維持します。

③緊急通報装置・ふれあい安心電話事業

一人暮らし高齢者等の急病等緊急時に、迅速かつ適切な対応が図れるよう電話回線を利用した緊急通報装置を貸与します。

■緊急通報装置貸与の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	406 人	376 人	372 人
通報件数	290 件	277 件	185 件
うち緊急	10 件	4 件	2 件

※各年度末現在（平成 29 年度は 9 月末現在）

また、ふれあいコールを行い、安否確認をするとともに、生活不安解消のための相談に応じます。

■ふれあいコールの利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	406 人	376 人	372 人
ふれあいコール数	16,311 回	15,231 回	7,435 回

※各年度末現在（平成 29 年度は 9 月末現在）

○高齢者の安否確認、生活不安の解消のために、制度を維持します。

④訪問理容サービス事業

在宅の寝たきり等で理髪店に行けない高齢者の衛生管理のため、理美容師を派遣して理髪等を行うための助成券を交付します。

■訪問理容サービスの利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	77 人	65 人	49 人
利用券利用枚数	245 枚	196 枚	88 枚
利用金額	808,500 円	646,800 円	290,400 円

※各年度末現在（平成 29 年度は 9 月末現在）

⑤高齢者外出支援サービス事業

一般の公共交通機関を利用することが困難な在宅の寝たきりなどの高齢者を、移送車両により送迎します。

■高齢者外出支援事業の利用状況（二ツ井地域のみ）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用者数	996 人	798 人	462 人

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○二ツ井地域のみのものであり、今後の事業のあり方について再検討します。

⑥家族介護用品支給事業【※地域支援事業】

おむつ使用者を介護する家族に助成券を交付し、おむつ等の購入費の全部又は一部を助成します。

■家族介護用品支給事業の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
交付者数	1,287 人	1,345 人	1,284 人
利用券利用枚数	9,696 枚	10,276 枚	5,630 枚

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○家族の負担軽減のため、制度を維持します。

⑦徘徊高齢者家族支援サービス事業【※地域支援事業】

徘徊探知機能を有した機器を、家族が購入する場合に、その初期費用を助成します。（初期費用：機器代、加入手数料。使用料は利用者負担。）

■徘徊高齢者家族支援サービス事業の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	0 件	2 件	0 件
助成金額	0 円	15,120 円	0 円

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○利用者数が減っており、事業の周知に努めるとともに、認知症対策とあわせて、事業のあり方について引き続き検討します。

⑧食の自立支援事業及び地域自立生活支援事業（配食サービス）

【※地域支援事業】

一人暮らし世帯等で調理が困難な高齢者を対象に、栄養改善指導と安否確認を兼ねて週3回夕食を宅配します。

■食の自立支援事業及び地域自立生活支援事業の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用実人数	150 人	145 人	135 人
延べ配食数	16,382 食	15,695 食	8,430 食

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○食生活の改善、安否確認のために制度を維持します。

⑨はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

高齢者（65 歳以上）の健康の保持と増進を図るため、助成券を交付し、はり・きゅう・マッサージ施術費を助成します。

■はり・きゅう・マッサージ 施術費助成事業の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	213 人	231 人	205 人
利用枚数	785 枚	777 枚	509 枚
助成額	628,000 円	621,600 円	407,200 円

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○健康の保持、閉じこもりの防止などの効果、利用者のニーズを検証しながら、事業のあり方について検討します。

⑩元気・交流 200 円バス事業

高齢者(65歳以上)が市内の路線バスを上限200円で乗車できるパスを発行し、高齢者の外出を支援します。

■パスの交付状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
交付者数	4,577 人	4,938 人	5,116 人
交付率	22.0%	23.6%	24.4%

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○引き続き事業を維持します。

⑪百歳長寿祝事業

市内に 10 年以上居住し、満 100 歳を迎えた方の誕生日に訪問し、お祝い状と記念品を贈呈します。

■百歳長寿祝事業の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業対象者数	19 人	20 人	6 人

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○地域の高齢者の長寿をお祝いするため、制度を維持します。

⑫高齢者のみの世帯等の除雪・雪下ろし支援

高齢者のみの世帯等において高齢者が、積雪により外出に支障をきたしたり、除雪等の負担が大きくなるように、除雪や雪下ろし作業への支援や、除雪ボランティアへの支援を行います。

■軽度生活援助事業における除雪の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用枚数	1,849 枚	3,676 枚	0 枚

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

■雪下ろし費用助成事業の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
助成件数	-	1 件	0 件
助成金額	-	10,000 円	0 円

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

■高齢者等雪対策支援事業の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
助成金額	47,313 円	52,333 円	0 円

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○除雪や雪下ろし作業への支援や、除雪ボランティアへの支援について制度を維持します。

⑬生活管理指導短期宿泊事業

家族の養護が一時的に困難になった場合や、生活習慣の指導、体調調整等が必要と認められる虚弱高齢者が一時的に養護を必要とした場合に、養護老人ホーム等に短期入所させることで在宅の高齢者等の生活習慣の指導、体調調整を行います。

■生活管理指導短期宿泊事業の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用人数	4 人	5 人	3 人
利用延べ日数	21 日	63 日	28 日

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○在宅の虚弱高齢者の生活習慣指導、体調調整を養護老人ホーム等で実施します。

⑭高齢者買い物優待事業

協賛店での買い物時にカードを提示することで、協賛店が設定した高齢者支援サービスを受けることができる高齢者買い物優待事業を実施します。

商店街で買い物するときに受けられるサービスを通じ、高齢者が、日常生活を活動的に過ごすよう支援を図ります。

⑮その他の生活支援事業の実施・検討

高齢化の進展により、地域や家庭における援助や家族介護機能が低下してきています。高齢者の生活支援に対する要望も、除雪や草刈りなどの作業のほか、家事援助や通院、買い物といった外出支援など、日常生活全般にわたり多様化しています。

また、在宅での一人暮らし高齢者には、生活支援だけではなく、孤独感や不安感を解消するため、心のケアや、地域で支援するネットワーク構築が求められます。ニーズ調査においても、よく会う友人、知人の関係性は、「近所、同じ地域」が過半数となっており、地域共生社会を目指す中で、地域住民が在宅生活者の話し相手、相談相手となることが必要と考えられます。

そのため、生活支援コーディネーターや協議体設置事業の中で、地域による訪問活動や集いの場の設置等、地域ニーズにあったサービスの実施の検討に努めます。

(2) 福祉施設等の整備の推進等

① 養護老人ホーム

指定管理者が管理運営している「松籟荘」と一部事務組合の「養護老人ホームやまもと」（三種町）の2施設があります。また、秋田市の養護（盲）老人ホーム「松峰園」等にも能代市の方が入所しています。

家庭、居住環境や経済的理由により、在宅生活が困難な方が入所していますが、入所者が高齢になるにつれて身体機能が低下する場合もあり、こうした入所者にも対応できる施設機能が求められています。

入所者にとっては、施設が生活の本拠となるため、利用者の生活習慣やニーズを適切に把握する必要があります。

■ 養護老人ホーム措置人員の状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
松籟荘	68 人	70 人	67 人
能代市	62 人	65 人	62 人
市外	6 人	5 人	5 人
松峰園（秋田市）	1 人	1 人	1 人
やまもと（三種町）	2 人	2 人	1 人
聖ヨゼフホーム（御所市）	1 人	1 人	1 人
津軽ひかり荘（弘前市）	0 人	1 人	1 人

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○入所判定委員会の専門的・客観的な意見を参考に、入所の可否及び入所順位を決定します。

○生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）の受け入れ先としても活用します。

○指定管理者制度による松籟荘の管理運営について指導・監督に努めます。

②老人憩の家（白濤亭）

高齢者の憩いと研修の場として設置され、入浴もできる施設です。

■老人憩の家の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用者数	17,846 人	17,423 人	6,747 人
1 日平均の利用者数	58.9 人	57.7 人	52.7 人

※各年度末現在（平成 29 年度は 9 月末現在）

- 指定管理者制度の導入により、サービスの向上に努めています。
- 施設を周知し、新規利用者の確保に努めます。
- 施設の老朽化が進んでおり、大規模改修が必要な場合は廃止する方向です。

③保坂福祉会館松寿園

故保坂民治氏の寄附の趣旨に基づき、高齢者福祉の向上を図るため設置され、高齢者に憩いと研修の場を提供し、老人クラブ活動の拠点施設となっています。

■松寿園の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用者数	9,398 人	9,607 人	4,989 人
1 日平均の利用者数	30.2 人	31.1 人	31.7 人

※各年度末現在（平成 29 年度は 9 月末現在）

- 指定管理者制度の導入により、サービスの向上に努めています。
- 施設を周知し、新規利用者の確保に努めます。

④能代ふれあいプラザ（サンピノ）及び高齢者友愛センター

能代ふれあいプラザは、在宅福祉の拠点として（老人デイサービスセンター、地域包括支援センター等）、また、中心市街地への定住化の促進（市営住宅）や、世代間交流の促進（保育所・高齢者友愛センター）を目指して建設された複合施設です。

高齢者友愛センターは、高齢者の生きがいと健康づくり活動や高齢者の交流促進等のほか、介護予防事業にも活用されています。

■高齢者友愛センターの利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	6,703 人	7,538 人	3,571 人

※各年度末現在（平成 29 年度は 9 月末現在）

⑤高齢者ふれあい交流施設（ゆっちゃん）

温泉を活用した入浴施設として、平成 27 年 8 月オープンしました。二ツ井地域における高齢者の健康づくりやいきがいくりの拠点として充実を図るほか、まちなか商店街とも連携し、より多くの方々に利用される運営に努めます。

■高齢者ふれあい交流施設（ゆっちゃん）の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 (H27.8.30～)	37,424 人	60,465 人	30,579 人

※各年度末現在（平成 29 年度は 9 月末現在）

○高齢者に交流の場を提供することにより、閉じこもりや孤立を解消し、一般市民にも開放することにより入浴による健康増進や世代間交流を図ります。

⑥生活支援ハウス

一人暮らし及び夫婦のみの世帯に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援します。

■生活支援ハウスの利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実人数	11 人	11 人	11 人
延べ人数	95 人	65 人	86 人

※各年度末現在（平成 29 年度は 9 月末現在）

⑦高齢者の住環境

市内には、民間事業者により、軽費老人ホーム（ケアハウス）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅が整備されております。これらの整備の動向等を把握し、情報提供に努めます。

■軽費老人ホームの整備状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開施設設数（累計）	1 施設	1 施設	1 施設
定員数（累計）	15 人	15 人	15 人

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

■有料老人ホームの整備状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開施設設数	0 施設	3 施設	0 施設
定員数	0 人	29 人	0 人
開施設設数（累計）	9 施設	12 施設	12 施設
定員数（累計）	179 人	208 人	208 人

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

■サービス付き高齢者向け住宅の整備状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開施設設数	0 施設	1 施設	1 施設
戸数	0 戸	25 戸	40 戸
開施設設数（累計）	8 施設	9 施設	10 施設
戸数（累計）	163 戸	188 戸	228 戸

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

第4章 介護保険事業計画

施策Ⅲ 介護予防等の推進

施策Ⅳ 在宅介護サービスの基盤整備

施策Ⅴ 在宅介護サービスの質的向上

施策Ⅵ 施設介護サービスの基盤整備

施策Ⅶ 施設介護サービスの質的向上

施策Ⅲ 介護予防等の推進

(1) 介護予防の継続的な推進

高齢者が要支援・要介護状態になることの予防から、要支援・要介護認定者の重度化防止までの介護予防を切れ目なく推進していきます。

(2) 要支援認定者・事業対象者に対する施策

介護予防・生活支援サービスの充実

多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスを提供できます。

①訪問介護事業（旧介護予防訪問介護）

利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支え、地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合に、ホームヘルパーによる日常生活上の支援や家族の援助などを行います（平成 29 年度に介護給付から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました）。

■訪問介護事業の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用件数	—	—	2,245 件
給付額	—	—	41,279 千円

※各年度末現在（平成 29 年度は 9 月末現在）

②通所介護事業（旧介護予防通所介護）

デイサービスセンター等の施設で、食事や入浴などの日常生活上の支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上）が受けられます（平成 29 年度に介護給付から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました）。

■通所介護事業の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用件数	—	—	1,704 件
給付額	—	—	43,337 千円

※各年度末現在（平成 29 年度は 9 月末現在）

③通所型介護予防事業（通所型サービスC）

介護予防が必要な事業対象者が居宅に置いて自立した生活を維持することを目指し、運動器の機能向上などを目的とした専門職等による通所型介護予防事業を展開します。

能代地域では、ゆうあい健康教室で複合的な介護予防教室を実施しています。二ツ井地域では、筋力トレーニング教室など下肢の筋力低下予防をメインにしながら、口腔機能の向上、栄養指導など行っています。

また、在宅の事業対象者へ、一人ひとりにあった、運動機能の低下防止や運動器の機能向上を目指した教室を開催しております。

■通所型介護予防事業の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施回数	175 回	167 回	51 回
参加実人数	488 人	543 人	175 人

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

■通所型介護予防事業の実施状況（運動器機能向上）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施回数	64 回	157 回	45 回
参加実人数	33 人	89 人	66 人

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

④食の自立支援事業（配食サービス）（再掲）

一人暮らし世帯等で調理が困難な事業対象者等に、栄養改善指導と安否確認を兼ねて週3回夕食を宅配します。

■食の自立支援事業の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用実人数	102 人	98 人	115 人
延べ配食数	9,469 食	9,255 食	7,023 食

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○食生活の改善、安否確認のために制度を維持します。

⑤介護予防支援事業（ケアマネジメント）

要支援認定者・事業対象者に対し、介護予防・日常生活支援総合事業利用に当たり、介護予防サービス計画を作成するとともに、適切なサービスが確保されるようマネジメントします。

(3) 高齢者等に対する施策

①一般介護予防事業の実施

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的見知を有するものを生かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割を持って生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進していきます。

②介護予防が必要な高齢者の把握

本人、家族からの相談や訪問活動など、様々な機会を通して、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を早期に把握し、介護予防活動へつなげていきます。

③高齢者健康相談

65歳以上の高齢者の心身の健康に関する個別の相談に応じ、心の健康相談や生活習慣病予防、寝たきり予防に関する必要な指導や助言を行います。

■高齢者健康相談の実績と実施見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談回数	6回	6回	14回
相談者数	259人	262人	347人

※各年度末現在（平成29年度は9月末現在）

○疾病の予防や健康づくりに関心のある高齢者も多いことから、事業の周知と相談体制の充実を図ります。

④青空デイサービス事業（再掲）

高齢者等に比較的軽易な農作業を体験してもらい、閉じこもりを防止し、生きがいと健康づくりや交流の場を提供する青空デイサービス事業を実施します。

■青空デイサービスの実施状況

	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	実施回数	会員数	延べ参加者数	実施回数	会員数	延べ参加者数	実施回数	会員数	延べ参加者数
能代地域	13回	25人	252人	13回	24人	244人	9回	29人	239人
二ツ井地域	12回	15人	136人	12回	12人	109人	9回	6人	47人

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○既存の農地等を利用しながら、実施団体や指導者、参加者の輪を広げ、市民の自主的な活動を促進します。

⑤高齢者健康教育

65 歳以上の高齢者を対象に、「介護予防」、「認知症予防」、「心の健康づくり」などをテーマとした健康教室を保健師等が地域に出向いて開催します。自身での健康管理や地域での介護予防・健康保持に対する支援・普及啓発の推進を図ります。

■高齢者健康教育の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数	6回	5回	2回
参加者数	86人	85人	118人

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○事業の周知と相談体制の充実を図ります。

⑥高齢者の生きがいと健康づくり事業

高齢者の生きがいと社会参加を促進し、高齢者の孤独感を解消するため、趣味講座、スポーツ大会、作品展、芸能発表等の事業を行い、高齢者の参加を促します。

■高齢者の生きがいと健康づくり事業の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	4,434 人	5,115 人	3,443 人

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

⑦家族介護支援事業

家族を在宅で介護している者同士の支え合いと交流研修の場を提供し、介護者の声を聞きながら支援を行っています。

■家族介護者の集い

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数	15 回	16 回	5 回
延べ参加者数	313 人	350 人	111 人

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○自主的な活動団体の育成に努めます。

⑧家族介護用品支給事業（再掲）

おむつ使用者を介護する家族に、助成券を交付し、おむつ等の購入費の全部又は一部を助成します。

■家族介護用品支給事業の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
交付者数	1,287 人	1,345 人	1,284 人
利用券利用枚数	9,696 枚	10,276 枚	5,630 枚

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○家族の負担軽減のため、制度を維持します。

⑨徘徊高齢者家族支援サービス事業（再掲）

徘徊探知機能を有した機器を、家族が購入する場合に、その初期費用を助成します。
（初期費用：機器代、加入手数料。使用料は利用者負担。）

■徘徊高齢者家族支援サービス事業の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	0 件	2 件	0 件
助成金額	0 円	15,120 円	0 円

※各年度末現在（平成 29 年度は 9 月末現在）

○利用者数が減っており、事業の周知に努めるとともに、認知症対策とあわせて、事業のあり方について引き続き検討します。

⑩地域自立生活支援事業（配食サービス）（再掲）

一人暮らし世帯等で調理が困難な高齢者（介護予防・生活支援サービス対象者以外）を対象に、栄養改善指導と安否確認を兼ねて週 3 回夕食を宅配します。

■地域自立生活支援事業の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用実人数	65 人	67 人	23 人
延べ配食数	6,913 食	6,440 食	1,407 食

※各年度末現在（平成 29 年度は 9 月末現在）

○食生活の改善、安否確認のために制度を維持します。

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業の分析・評価及びサービス量の推計

平成29年度実施した介護予防・日常生活支援総合事業について、新たな生活支援サービス等の実施を目指します。また、事業の分析・評価により効果的で効率的なサービスとなるよう内容の見直しも行いながら、事業の充実に努めてまいります。

①介護予防・生活支援サービス事業

これまで、訪問型サービス、通所型サービス、配食サービス、介護予防ケアマネジメントに取り組んでおり、通所型サービスC（短期集中予防サービス）を実施しています。

・訪問型サービスの利用者数推計

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問介護	420人	420人	420人

・通所型サービスの利用者数推計

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
通所介護	310人	310人	310人
通所型サービスC (短期集中予防)	200人	200人	200人

・生活支援サービスの利用者数推計

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
食の自立支援事業	110人	120人	130人

②一般介護予防事業

介護予防把握事業では、ニーズ調査情報等から何らかの支援を必要とする高齢者を早期に把握し、介護予防活動へつなげています。

介護予防普及啓発事業では、介護予防教室を各地域で随時開催しています。

地域リハビリテーション活動支援事業では、理学療法士による指導も行っています。

施策Ⅳ 在宅介護サービスの基盤整備

(1) 要支援者に対する介護予防サービスの充実・強化

高齢者の増加とともに要介護認定者の割合も高くなっています。介護の中重度への移行を抑えることは、介護給付費の上昇鈍化にもつながりますので、効果的な介護予防サービスが提供されるよう、地域包括支援センターにおいて適切な介護予防プランの作成に努めます。

効果的な介護予防ケアマネジメントの実行に当たっては、要支援者やその家族、サービス提供事業者と、自立支援の理念や介護予防の重要性を共有することが重要です。地域包括支援センターでは、様々な機会を捉え啓発・連携を図ります。

①介護予防サービス（予防給付による居宅サービス・地域密着型サービス）

サービス名称	サービス内容
1 介護予防 訪問入浴介護	居室に浴室がなく、感染症などの理由により、その他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、巡回入浴車が家庭を訪問し、家庭での入浴介助を行います。
2 介護予防訪問看護	疾患等を抱えている人について、看護師などが家庭を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話などを行います。
3 介護予防 訪問リハビリテーション	居宅でできる生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、作業療法士や理学療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、機能訓練を行います。
4 介護予防 居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。
5 介護予防 通所リハビリテーション	老人保健施設や病院等で、機能訓練、食事や入浴などの日常生活上の支援を行うほか、その人の目標にあわせた選択的サービス（運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上）が受けられます。
6 介護予防 短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所し、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
7 介護予防 短期入所療養介護	老人保健施設や病院等に短期間入所し、医学的管理のもとに介護予防を目的とした日常生活上の看護や支援、機能訓練等が受けられます。
8 介護予防特定施設 入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入所している高齢者が介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを受けられます。
9 介護予防 福祉用具貸与	福祉用具のうち介護予防に資するものについてレンタルします。

サービス名称	サービス内容
10 特定介護予防福祉用具販売	介護予防に資する入浴や排泄などレンタルには適さない用具については、購入費を支給します。
11 介護予防住宅改修費	段差を解消したり、手すりを取り付けるといった小規模な改修に対して 20 万円を上限に費用が支給されます。
12 介護予防支援	地域包括支援センターが、利用者の希望を取り入れながら介護予防ケアプランを作成し、サービス事業者との連絡調整を行います。
(地域密着型) 13 介護予防認知症対応型通所介護	認知症で要支援の高齢者が、デイサービスセンターなどで介護予防を目的として日常生活上の世話や機能訓練などを受けます。
(地域密着型) 14 介護予防小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、利用者の選択に応じて「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ、介護予防を目的として入浴、食事等の介護、機能訓練等を行います。
(地域密着型) 15 介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症で要支援の高齢者が、少人数で共同生活しながら、介護スタッフから介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練を受けられます。

(2) 中重度を支える在宅サービスの充実・強化

高齢者の人口が増加していますが、特に後期高齢者人口が増加し、長寿化とともに介護の中重度化が進んでいます。中重度になっても、住み慣れた自宅や、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅で生活できるような対応が必要になります。

第 6 期計画期間中に特定施設入居者生活介護の整備をしており、サービスの必要量がおおむね整備されていると考えられるため、第 7 期計画には整備を見込まないこととします。また、国が勧めている定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護などについては、計画期間中に各サービスのニーズやサービス提供事業者の実態等を把握しながら、第 8 期計画に向けて基盤整備を検討していきます。

①居宅サービス（介護給付） ※広域的にサービスを受けることができます。

サービス名称	サービス内容
1 訪問介護	ホームヘルパーが家庭を訪問し、日常生活上の介護や家事の援助などを行います。
2 訪問入浴介護	巡回入浴車が家庭を訪問し、家庭での入浴介助を行います。
3 訪問看護	看護師や保健師が家庭を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。

サービス名称	サービス内容
4 訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、機能訓練を行います。
5 居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
6 通所介護	デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、機能訓練などが日帰りで受けられます。
7 通所リハビリテーション	老人保健施設や病院等で、機能訓練、食事や入浴などの支援が受けられます。
8 短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所し、日常生活上の介護や機能訓練などが受けられます。
9 短期入所療養介護	老人保健施設や病院等に短期間入所し、医学的管理のもとに日常生活上の看護や介護、機能訓練等が受けられます。
10 特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入所し、食事・入浴・排泄の介助や、機能訓練などが受けられます。
11 福祉用具貸与	車いすやベッドなど日常生活の自立を助ける用具をレンタルします。
12 特定福祉用具販売	入浴や排泄などレンタルには適さない用具については、購入費を支給します。
13 住宅改修費	段差を解消したり、手すりを取り付けるといった小規模な改修に対して20万円を上限に費用が支給されます。
14 居宅介護支援	ケアマネジャーが、利用者の希望を取り入れながらケアプランを作成し、サービス事業者との連絡調整を行います。

②地域密着型サービス（介護給付） ※住所地の市町村のサービスに限られます。

サービス名称	サービス内容
1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者の医療・看護ニーズに迅速かつ的確に対応するため、1日複数回の定期訪問と24時間の随時対応を組み合わせ、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供するサービスです。
2 夜間対応型訪問介護	24時間安心して在宅生活を送れるよう、夜間の巡回や通報システムにより、ホームヘルパーが日常生活上の介護や家事の援助などを行うサービスです。
3 認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に、デイサービスセンターなどにおいて食事、入浴、日常動作訓練などが受けられます。
4 小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、利用者の選択に応じて「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ、入浴、食事等の介護、機能訓練等を行います。

サービス名称	サービス内容
5 認知症対応型 共同生活介護	認知症の高齢者などが、少人数で共同生活しながら、介護スタッフから日常生活上の支援や機能訓練を受けられます。
6 地域密着型特定施設 入居者生活介護	有料老人ホームなどの特定施設のうち、入居定員が 29 人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。
7 地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護	要介護3以上の認定を受けた方を対象とする定員 29 人以下の小規模特別養護老人ホームで、地域内の利用者を中心に入所サービスを提供する施設です。(要介護1・2の方でも特例的に入所が認められる場合があります。)
8 看護小規模多機能型 居宅介護	要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせて提供する複合型事業所において、看護と介護サービスを一体的に提供するサービスです。
9 地域密着型通所介護	定員が19人未満の小規模な通所介護事業所に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などの介護サービスを日帰りで受けられます。

(3) 居宅系サービス量の推計

①居宅サービス

居宅サービスの量の推計に当たっては、国が提供している「見える化」システムを活用し、平成27年度から29年度にかけての認定率や利用率の伸び及び政策的な判断を基に、今後のサービス利用の推移を見込みました。

【介護予防サービス（予防給付）】

●介護予防サービス（予防給付）の実績と見込み

		実績			計画期間			平成 37年度	
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度		
1	介護予防 訪問入浴介護	回数	0.8	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
		人数	0	1	0	0	0	0	
2	介護予防訪問看護	回数	118.8	165.4	182.1	218.3	242.4	275.4	454.5
		人数	25	28	25	25	24	24	25
3	介護予防訪問 リハビリテーション	回数	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	1	0	0	0	0	0	0
4	介護予防 居宅療養管理指導	人数	7	5	2	0	0	0	0
5	介護予防通所 リハビリテーション	人数	26	25	30	31	30	31	33
6	介護予防 短期入所生活介護	日数	145.2	108.9	121.8	197.2	220.0	255.0	386.5
		人数	15	13	13	18	18	18	18
7	介護予防短期入所 療養介護(老健)	日数	3.8	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	1	1	0	0	0	0	0
8	介護予防短期入所 療養介護(病院)	日数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0	0	0	0
9	介護予防 福祉用具貸与	人数	116	137	143	147	146	148	152
10	特定介護予防 福祉用具販売	人数	7	5	11	14	15	14	49
11	介護予防 住宅改修費	人数	6	4	13	14	13	13	13
12	介護予防特定施設 入居者生活介護	人数	14	12	14	14	15	16	26
13	介護予防支援	人数	663	665	277	402	396	398	410

※回(日)数は一月当たりの数、人数は一月当たりの利用者数

【介護給付】

●居宅サービスの利用実績と見込み

		実績			計画期間			平成 37年度	
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度		
1	訪問介護	回数	13,371.1	14,956.3	17,496.3	19,158.5	20,836.9	22,245.3	25,804.8
		人数	528	543	620	687	756	821	916
2	訪問入浴介護	回数	198	213	225	231.8	229.8	232.5	304.2
		人数	48	49	47	49	49	50	51
3	訪問看護	回数	747.9	992.0	1,730.1	2,057.6	2,423.6	2,872.2	4,525.1
		人数	114	137	207	211	218	228	238
4	訪問 リハビリテーション	回数	27.0	66.8	104.4	252.2	383.4	447.8	1,040.9
		人数	8	11	13	13	14	14	15
5	居宅療養管理指導	人数	43	41	42	44	44	50	56
6	通所介護	回数	7,920	6,792	7,764	8,419.2	8,981.8	10,242.5	9,620.4
		人数	774	651	744	765	792	853	844
7	通所リハビリテーシ ョン	回数	584.3	627.4	572.9	540.6	527.4	532.1	314.8
		人数	67	74	72	75	80	86	87
8	短期入所生活介護	日数	12,493.9	13,419.0	13,901.3	13,755.2	13,784.8	14,165.3	15,767.4
		人数	542	574	589	584	587	605	633
9	短期入所療養介護 (老健)	日数	11.6	22.0	19.3	8.4	4.9	2.0	0.0
		人数	2	3	4	3	4	4	0
10	短期入所療養介護 (病院)	日数	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0	0	0	0
11	福祉用具貸与	人数	560	601	687	696	719	752	773
12	特定福祉用具販売	人数	15	11	18	17	18	20	38
13	住宅改修費	人数	8	8	10	11	12	12	13
14	特定施設入居者 生活介護	人数	76	78	91	83	87	94	117
15	居宅介護支援	人数	1,596	1,687	1,835	1,832	1,899	1,984	2,072

※回(日)数は一月当たりの数、人数は一月当たりの利用者数

■見込量の確保のための方策

現状のサービス提供基盤で必要なサービス量はおおむね確保できます。利用動向を把握するとともに、事業者に対して適切な情報提供等を行いながら、中長期的な視野で介護保険事業運営を行い、サービス見込量の確保に努めます。

②地域密着型サービス

地域密着型サービスの量の推計に当たっては、国が提供している「見える化」システムを活用し、平成27年度から29年度にかけての認定率や利用率の伸び及び政策的な判断を基に、今後のサービス利用の推移を見込みました。

【予防給付】

●地域密着型介護予防サービスの利用実績と見込み

		実績			計画期間			平成 37年度	
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度		
1	介護予防認知症 対応型通所介護	回数	4.0	9.3	4.0	4.0	4.0	4.0	
		人数	1	2	1	1	1	1	
2	介護予防小規模 多機能型居宅介護	人数	21	20	24	23	35	26	43
3	介護予防認知症 対応型共同生活介護	人数	2	1	5	0	0	0	0

※回数は一月当たりの数、人数は一月当たりの利用者数

【介護給付】

●地域密着型サービスの利用実績と見込み

		実績			計画期間			平成 37年度	
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度		
1	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人数	0	0	0	0	0	0	
2	夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0	0	0	0	
3	認知症対応型 通所介護	回数	182.2	172.6	302.3	274.4	372.4	427.2	499.9
		人数	14	14	15	17	22	25	29
4	小規模多機能型 居宅介護	人数	113	107	113	124	128	162	146
5	認知症対応型 共同生活介護	人数	216	216	215	215	217	221	249
6	地域密着型特定施設 入居者生活介護	人数	0	0	0	0	0	0	0
7	地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	人数	28	27	28	58	58	58	62
8	看護小規模多機能型 居宅介護	人数	0	0	0	0	0	0	0
9	地域密着型通所介護	回数	-	1,402.0	1,416.0	1,730.4	1,832.7	1,997.1	2,428.6
		人数	-	148	156	179	187	199	207

※回数は一月当たりの数、人数は一月当たりの利用者数

■見込量の確保のための方策

必要なサービス量はおおむね確保できます。利用動向を把握するとともに、事業者に対して適切な情報提供等を行いサービス見込量の確保に努めます。

本計画には新たな整備を見込まないこととしますが、国が勧めている定期巡回随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護については計画期間中に各サービスのニーズやサービス事業者の実態等を把握しながら、第8期計画に向けて検討していきます。

施策Ⅴ 在宅介護サービスの質的向上

(1) 介護従事者の人材確保及び資質の向上

①研修に関する情報提供

介護サービスに携わる人材の養成や就業後の質的向上のため、研修に関する情報提供を行います。地域密着型サービス事業所の職員については、計画的に研修に参加させ、資質の向上を図るよう事業者を指導し、サービスの向上を促します。

②研修会の実施

介護予防の効果を高めるため、介護予防従事者の研修会の実施を検討します。

③介護支援専門員との情報交換会等の開催

介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上や、知識・技術の向上のほか、困難事例の解決に向けた連携や情報共有などを目指し、研修テーマを決めた介護支援専門員との情報交換会を地域包括支援センターが中心となって開催します。

④介護従事者の人材確保にかかる県との連携

地域包括ケアシステムを構築し、介護サービスを充実していくに当たり、介護従事者の確保が必要となります。介護従事者の人材確保について県が策定する介護保険事業支援計画と連携を図っていきます。

(2) 介護事業者の指導監督等

①地域密着型サービスの实地指導及び集団指導の実施

地域密着型サービス事業所の实地指導及び集団指導を行い、適正なサービスの確保とさらなるサービスの向上を目指します。

②居宅介護支援事業所の指導監督

居宅介護支援事業所の指導監督を行い適切なケアマネジメントを推進するとともに、高齢者の自立支援に向け重要な役割を担う居宅介護支援事業所の介護支援専門員への支援の充実を図ります。

③事業者への情報提供の充実

实地指導等の結果や事故報告などの事例を紹介するなど、情報提供に努め、事業者の注意を促します。

(3) 介護保険制度の円滑な運用

①介護給付費の適正化

認定調査員等の研修の充実や相互の情報交換体制を充実するとともに、事業者指導体制の強化やケアプランの抽出点検等により、介護給付費の適正化を図ります。

介護給付適正化事業として、要介護認定・ケアマネジメント・介護報酬請求の各分野において効果があると見込まれる①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④縦覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付費通知からなる主要5事業を実施するのほか、⑥給付実績の活用に取り組みます。

■要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

直営の調査員の定期的な研修や、委託している調査の保険者による点検等により、適切かつ公平な認定調査の確保を図ります。

■直営調査員の研修及び情報交換の実施回数・委託調査の点検数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
直営調査員の研修等の実施回数	2 回	10 回	6 回
委託調査の点検（書面）	415 件	413 件	177 件
委託調査の点検（訪問）	1 施設	1 施設	1 施設

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

<目標>

- ・直営の調査員の研修や情報交換を定期的に行う（1 回/月）。
- ・委託している認定調査については書面による点検を全件数実施し、訪問（市内の施設）による点検を3年に1回行う。

■ケアプランの点検

国が策定する「ケアプラン点検支援マニュアル」を活用し、市内に住所のある居宅介護（介護予防）支援事業所を対象にケアプラン点検を行い、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を行います。

■ケアプラン点検件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ケアプラン点検件数	23 件	51 件	0 件

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

<目標>

年間 30 件以上のケアプラン点検の実施。

■住宅改修等の点検

住宅改修等の点検や福祉用具購入・貸与調査を行い、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修や福祉用具購入・貸与を排除し、適正な給付を図ります。

■住宅改修等の点検件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
住宅改修の点検件数	5 件	1 件	6 件
福祉用具購入・貸与に関する調査件数	5 件	2 件	4 件

※各年度末現在（平成 29 年度は 9 月末現在）

<目標>

- ①住宅改修の点検 年間 10 件以上
- ②福祉用具購入・貸与に関する調査 年間 10 件以上

■縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検、医療情報との突合等により、介護報酬の請求に誤りがないか確認を行い、適正な報酬請求を促します。

■縦覧点検・医療情報との突合件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
縦覧点検による過誤申立件数	34 件	15 件	9 件
医療情報との突合件数	352 件	341 件	0 件

※各年度末現在（平成 29 年度は 9 月末現在）

<目標>

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
短期入所生活介護利用 超過届出書の提出率	60%	80%	90%

■介護給付費通知

受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供の普及啓発を図るとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、過度なサービス利用の抑制効果を図るため、介護給付費通知を送付します。

■介護給付費通知送付数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護給付費通知送付数	6,660 件	7,096 件	3,443 件

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

<目標>

介護給付費通知を送付する（2 回/年）。

■給付実績の活用

国保連で実施する審査支払いの結果から得られる給付実績を活用し、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図ります。

②低所得者への配慮

介護サービスが必要でありながら、経済的理由で利用できなかったり、制限したりすることがないように、個別の事情に応じて介護保険料や利用料の減免制度のほか、高額介護サービス費などの負担軽減制度の適切な運用を図ります。

③苦情処理体制の整備

利用者からの不満や苦情には、利用者保護の立場から原因を究明し、トラブルの再発を防ぐよう迅速で適切な対応に努めます。また、県や国民健康保険団体連合会との連絡調整を図るとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などとの連携を強化し、苦情に対する相談・援助体制を整備します。

④情報提供の充実

サービスガイドやホームページの内容を充実し、これらを活用した広報活動のほか、利用者のサービス選択制度の周知や事業所情報の提供に努めます。また、各種会合や研修会への講師派遣など、様々な機会を捉えて、制度の周知を図ります。

(4) 在宅ケアの推進等

①医療・住まい等との連携

がんの末期状態や病气療養後などに、自宅で過ごしたいと思っている方が往診などの医療の確保が難しい状況から、転院や施設の入所で対応せざるを得ない状況にあります。医療との連携を深めながら住宅改修に対する補助制度や福祉用具の紹介・利用等を進め、在宅での生活支援に努めます。

また、サービス付き高齢者向け住宅などの整備によって高齢者の住まいに対する考え方も変わってきておりますので、整備動向等を把握し情報提供しております。

②虐待・身体拘束の防止等

高齢者の認知症による言動の混乱や身体的自立度の低下による介護負担、経済負担、心理的ストレスの増大が虐待などにつながるといわれており、特に介護が長期化している場合に多くなっています。

また、介護事業所での虐待・身体拘束等を防止するための相談・通報体制を整備するとともに、虐待防止マニュアルに基づき、高齢者の人格と尊厳を守ります。

施策Ⅵ 施設介護サービスの基盤整備

(1) 重度者に対する入所施設の整備

特別養護老人ホームのうち、能代山本広域市町村圏組合で運営している海潮園については、平成33年度に廃止されることとなっていますが、能代市において民間による建て替え整備を前提として、施設の設置主体、規模、設置場所、スケジュール等を検討しています。また、39年度に廃止予定の長寿園については、市全体の特養入所状況等を把握しながら、第8期以降の介護保険事業計画にて方向性を検討したいと考えております。

また、民間のサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなどの整備等による高齢者の住環境や介護環境の変化も考慮します。

①施設サービス※広域的にサービスを受けることができます。

サービス名称		サービス内容
1	介護老人福祉施設	常に介護が必要で自宅での生活が困難な方が入所し、日常生活上必要な介護、機能訓練、療養上の世話を受けます。
2	介護老人保健施設	病状が安定し、治療よりは看護や介護に重点を置いたケアが必要な方が入所します。
3	介護療養型医療施設	急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする方のための医療機関の病床です。国では、介護療養病床の廃止は平成29年度末を予定していましたが、6年間延長されました。
4	介護医療院	療養病床等に入院する要介護者の方が、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を受けられます。

②地域密着型サービス※住所地の市町村のサービスの利用に限られます。

サービス名称		サービス内容
1	地域密着型 介護老人福祉施設入所 者生活介護 (小規模特養)	入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

(2) 施設サービス量の推計

施設サービスの量の推計に当たっては、市内施設の整備量や、市外施設の利用状況を勘案し見込んでいます。

介護療養型医療施設については、国の動向が明らかとなっていないため、現状の整備量で見込んでいます。

【介護給付】

●施設サービスの実績と見込量

			実績			計画期間			平成 37年度
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
1	介護老人福祉施設	人数	235	227	238	228	228	228	285
2	介護老人保健施設	人数	263	247	236	236	236	236	290
3	介護医療院	人数				0	0	0	63
4	介護療養型医療施設	人数	92	87	85	83	83	83	

※人数は一月当たりの利用者数

●地域密着型サービスの利用実績と見込量（再掲）

			実績			計画期間			平成 37年度
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
1	地域密着型 介護老人福祉施設入 所者生活介護	人数	28	27	28	58	58	58	63

※人数は一月当たりの利用者数

■見込量の確保のための方策

小規模特養（定員 29 人）が平成 30 年 3 月に開設されることや 6 期計画期間中に郡内の特養で増床が行われたことから、受け入れ体制は充実すると考えられます。

特別養護老人ホームの新規入所者は、原則、要介護 3 以上ですが、要介護 1・2 の方には、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合に市の関与の下、入所を認める特例入所制度を適切に運用します。

施策Ⅶ 施設介護サービスの質的向上

(1) 介護従事者の人材確保及び資質の向上（再掲）

①研修に関する情報提供

介護サービスに携わる人材の養成や就業後の質的向上のため、研修に関する情報提供を行います。地域密着型サービス事業所の職員については、計画的に研修に参加させ、資質の向上を図るよう事業者を指導し、サービスの向上を促します。

②介護従事者の人材確保にかかる県との連携

地域包括ケアシステムを構築し、介護サービスを充実していくに当たり、介護従事者の確保が必要となります。介護従事者の人材確保について県が策定する介護保険事業支援計画と連携を図っていきます。

(2) 介護事業者の指導監督等

①地域密着型サービスの实地指導及び集団指導の実施

地域密着型サービス事業所の实地指導及び集団指導を行い、適正なサービスの確保とさらなるサービスの向上を目指します。

②情報収集等による実態の把握

事業者の選定、指定更新に当たっては、有識者、市民等の意見も伺いながら、公正な審査を実施するほか、運営推進会議に職員を派遣することにより、実態の把握に努めます。また、県指定施設についても、情報収集に努めます。

③事業者への情報提供の充実

实地指導の結果や事故報告などの事例を紹介するなど、情報提供に努め、事業者に注意を促します。

(3) 介護保険制度の円滑な運用

①介護給付費の適正化

認定調査員等の研修の充実や相互の情報交換体制を充実するとともに、事業者指導体制の強化やケアプランの抽出チェック等により、介護給付費の適正化を図ります。

(実績及び目標については、「施策Ⅴ 在宅介護サービスの質的向上」に掲載)

②低所得者への配慮

介護サービスが必要でありながら、経済的理由で利用できなかったり、制限したりすることがないように、個別の事情に応じて介護保険料や利用料の減免制度のほか、高額介護サービス費などの負担軽減制度の適切な運用を図ります。

③苦情処理体制の整備

利用者からの不満や苦情には、利用者保護の立場から原因を究明し、トラブルの再発を防ぐよう迅速で適切な対応に努めます。また、県や国民健康保険団体連合会との連絡調整を図るとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などとの連携を強化し、苦情に対する相談・援助体制を整備します。

④情報提供の充実

サービスガイドやホームページの内容を充実し、これらを活用した広報活動のほか、利用者のサービス選択制度の周知や事業所情報の提供に努めます。また、各種会合や研修会への講師派遣など、様々な機会を捉えて、制度の周知を図ります。

(4) ユニットケアの推進等

①個室ユニットケアの推進

施設介護サービスにおいても、入所者の意志及び人格を尊重しながらその自立を支援するため、在宅に近い居住環境である個室と共有空間からなる少人数のユニットごとに職員を配置し、入所者一人ひとりの個性と生活のリズムを尊重したケアを実施するため、個室ユニットケアを推進する必要があります。

②低所得者への配慮と従来型多床室でのケアの充実

施設の個室ユニット化に伴う居住費等の増額により、低所得者の施設入所が困難になることにも配慮し、多床室の必要性を含めて今後の施設整備のあり方を検討します。

③虐待・身体拘束の防止等

施設での虐待・身体拘束等を防止するための相談・通報体制を整備するとともに、虐待防止マニュアルに基づき、高齢者の人格と尊厳を守ります。

第5章 地域支援体制の整備

施策Ⅷ 地域包括ケアシステムの構築

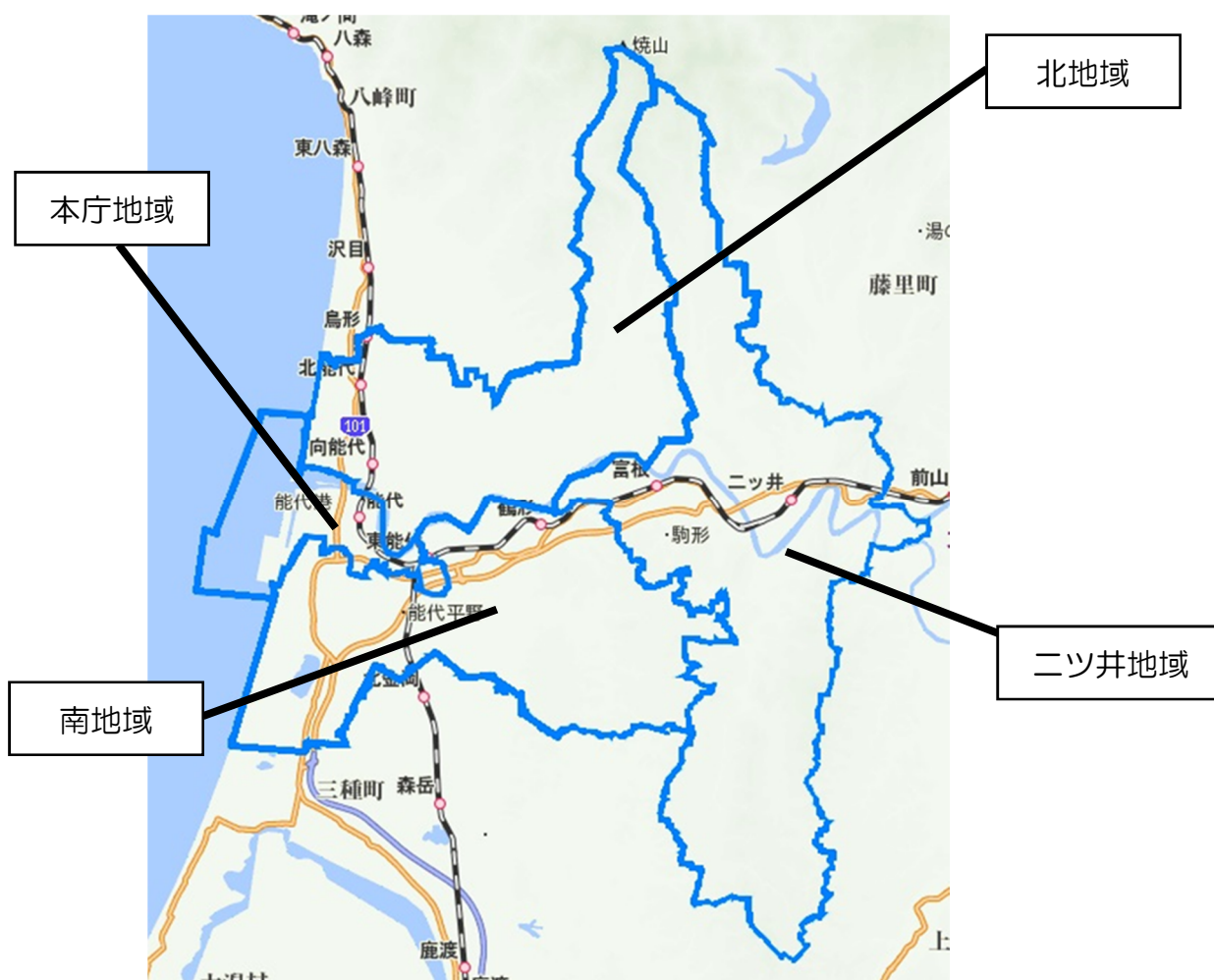
施策Ⅷ 地域包括ケアシステムの構築

(1) 日常生活圏域の設定と環境整備

① 日常生活圏域の維持と地域支援体制の整備

地域における住民の生活を支える基盤には、従来のような保健・福祉や医療関連の個々の施設を整備する「点の整備」だけではなく、他の公共施設、交通網、民間事業者さらにはこうした地域資源をつなぐ人的なネットワークなどの様々なサービス拠点が連携する「面の整備」が求められております。さらに、自治会・町内会・隣近所など、より小さい単位での地域住民が様々な担い手として参加していくコミュニティの再生や新たな支え合い体制の構築など、住み慣れた地域での生活継続が可能となるような基盤整備が必要になってきます。

このため、住民の生活形態や地域づくり活動の単位、緊急時に30分以内に駆けつけることのできる距離などを考慮し「南地域」「本庁地域」「北地域」「二ツ井地域」の4つの日常生活圏域を設定します。

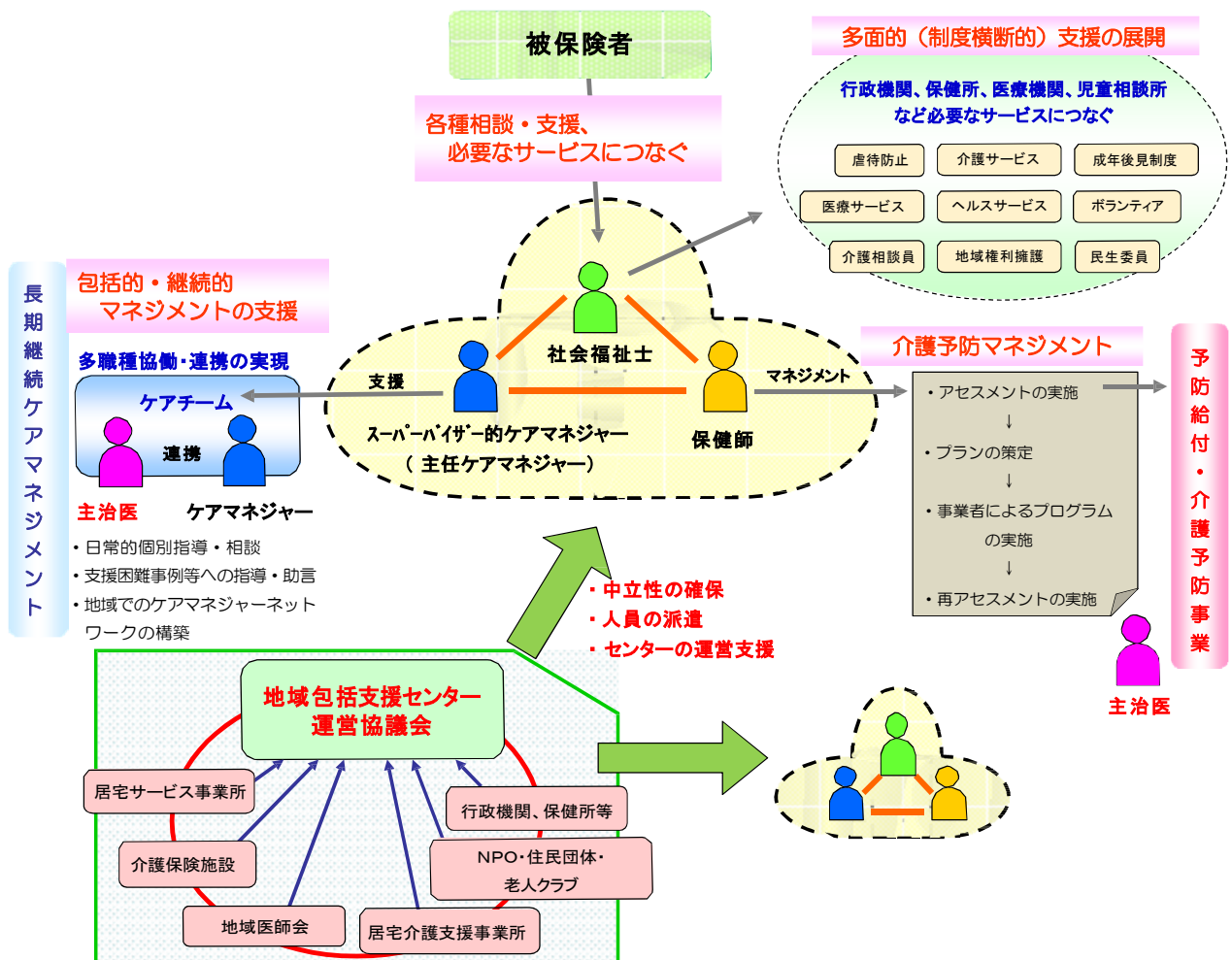


②地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、地域ケア体制の中核として、高齢者や家族などの関係者等のほか、保健・医療・福祉等関係機関や市民等からの情報を集中させ、個々の高齢者の状況にあわせた必要な支援を、関係機関等の協力を得ながら包括的・継続的に行います。

地域包括支援センターは、日常生活圏域である「北地域」「本庁地域」「南地域」「二ツ井地域」の4か所に設置し、委託により事業を実施していきます。地域包括支援センターでは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種がチーム一体となって次のような業務に当たります。

●地域包括支援センターのイメージ図



地域包括支援センターでは、介護サービス事業所、医療機関、民生委員、ボランティア等の関係者と連携し機能の強化を図るとともに、市民への周知に努め、相談しや

すい地域包括支援センターを目指します。

また、各地域包括支援センターは、市が毎年作成する運営方針に基づき、市と地域センター同士と連携、役割分担しながら一体的な高齢者の支援体制を構築していきます。

(2) 地域包括支援センターの適切な運営・評価

地域包括支援センターは、1. 介護予防事業、2. 包括的支援事業としての介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的マネジメント支援業務、3. 任意事業としての家族介護支援事業、認知症高齢者見守り事業などを実施しています。

公平・中立な立場から、中核機関として関与し、高齢者をはじめとする地域住民に対して包括的・継続的な支援を行っております。

市は地域包括支援センター設置の責任主体として、地域包括支援センターの機能が十分発揮されるよう適切な運営を図ってまいります。

適切な運営については、定期的な点検や評価を行っていくことも必要になりますので、評価方法について検討を進めます。

① 介護予防ケアマネジメント事業

介護予防ケアマネジメントは、要支援1・2及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に、自立保持のために身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標として、総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう実施するもので、地域包括支援センターで対象者に適した総合事業（介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業）のサービス等を組み合わせてケアプランを作成します。

■介護予防ケアマネジメント（要支援1・2及び事業対象者のケアマネジメント業務）全体

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ケアプラン作成数（件）	—	—	466 件

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

②総合相談支援事業

地域の個々の高齢者がどのような支援を必要としているかを把握し、地域における適切なサービスや制度の利用につなげるよう、関係機関等のネットワークづくりを進め、専門的・継続的に相談対応する、総合的な支援体制を構築します。

■総合相談支援事業の実績（相談件数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
全 体	5,582 件	4,336 件	2,382 件
能代地域包括支援センター	4,045 件	3,275 件	1,882 件
二ツ井地域包括支援センター	1,537 件	1,061 件	500 件

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○家族や地域の介護機能の低下や喪失、親戚関係の希薄化などによる処遇困難事例も増加し、相談内容が多岐にわたることから、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員が連携して支援を行うことが求められます。

○今後も民生委員、自治会、医療機関、警察、保健所など関係機関との連携を深め、より多くの民間事業所等関係者との地域ネットワークづくりを進めます。

③権利擁護事業

高齢者の人権を擁護し、地域において安心して生活できるよう、権利擁護事業、成年後見人制度の周知や、ケースによっては成年後見人の市長申立てなど、専門的・継続的な見地から支援を行います。

本人や家族、サービス提供事業所や関係機関からの相談、連絡、情報提供により支援を必要としている方へ迅速な対応をするほか、さらに連携し適切な支援を実施します。

■権利擁護事業の実績（相談件数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
全 体	442 件	224 件	105 件
能代地域包括支援センター	396 件	180 件	93 件
二ツ井地域包括支援センター	46 件	44 件	12 件

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

④包括的・継続的マネジメント事業

多様な生活課題を抱えている高齢者等が、地域で安心してその人らしい生活を継続できるように、介護支援専門員が中心となって包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるように支援します。

■包括的・継続的ケアマネジメント事業の実績（支援件数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
全体	235 件	215 件	133 件
能代地域包括支援センター	224 件	177 件	121 件
二ツ井地域包括支援センター	11 件	38 件	12 件

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

○関係機関に関する情報提供や周知、意見交換等の場の設定や実践に関する相互振り返り、精神的なサポートなどができるように介護支援専門員同士のネットワーク構築を支援します。

○研修、事例検討会、ケアプランの振り返りなどの方法により、知識や技術を高めることを目指し、介護支援専門員の実践力向上を支援します。

⑤介護予防支援事業所としての要支援者への介護予防サービス計画作成

地域包括支援センターは、要支援者が適切な介護予防サービス等を利用できるように、介護予防サービス計画作成するとともに、適切なサービスが確保されるよう介護予防サービス事業者等関係機関との連絡調整を行います。

要支援者の①状態の把握・評価（一次アセスメント）②介護予防ケアプランの作成③適切な介護予防給付のサービス④サービス提供後の再アセスメント⑤事業評価を実施することにより、要支援状態の改善もしくは要介護状態への悪化を防ぐことができるよう支援していきます。

■介護予防支援業務（要支援者 1・2 のケアマネジメント業務）全体

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要支援 1・2 認定者数（人）	1,237 件	1,220 件	1,131 件
ケアプラン作成数（件）	664 件	633 件	202 件
対認定者割合	52.2%	51.9%	11.8%
うち委託（件）	446 件	38 件	133 件

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

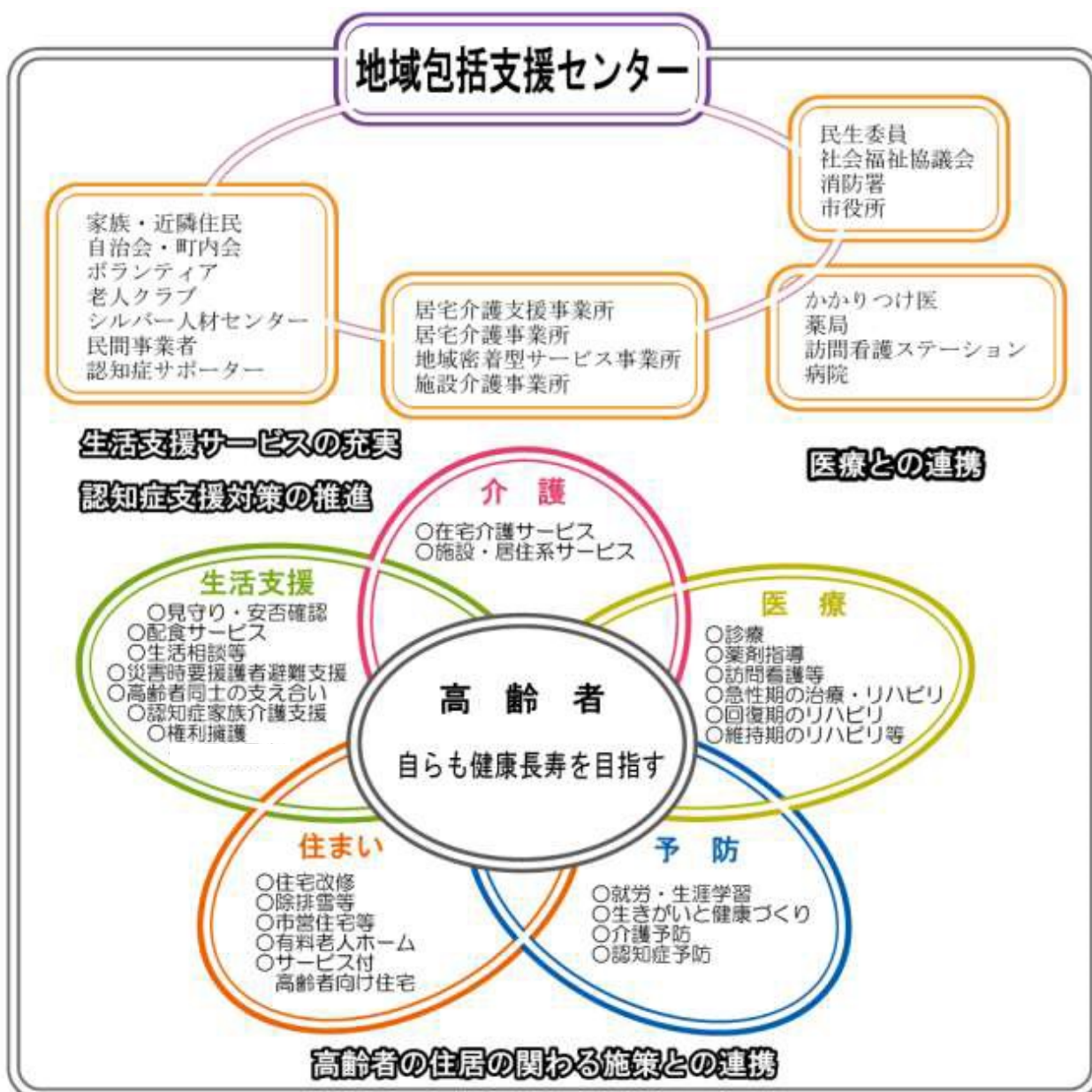
(3) 地域包括ケアシステムの構築

①地域包括ケアシステムの全容

地域包括支援センターを中核として、住まい・予防・生活支援・医療・介護の5つの視点による地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実を図ります。

在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、高齢者の居住安定に係る施策との連携を本計画の重点的取組事項とし、医療・保健・福祉等の関係機関のほか、地域や市民の各種団体、民間事業者やボランティア等との連携を図り、地域の高齢者やその家族を、地域全体で支える体制を整えます。

●地域包括ケアシステムのイメージ図



②関係機関・団体・市民等の役割と連携

関係機関・団体・市民等が、地域包括ケアシステムの考え方を理解し、それぞれの役割を担うことにより、地域の高齢者を支援していくことができるよう、意識の醸成を図るとともに、地域包括支援センターを中心に、連携を強化していきます。

■医療機関との連携

高齢者の方が入院中から、在宅生活へ向けての支援体制を整え、不安なく地域で暮らせるようお互いに情報提供・収集をスムーズに行えるよう連携を密にしていきます。

■介護保険事業所との連携

介護支援専門員の研修会を中心としながら、その他の介護保険事業所もより充実した活動ができるよう支援していきます。また、処遇困難な方への対応など、担当ケアマネジャーが一人で負担を抱え込まないように、行政・関係機関等で連携して支援していきます。

■社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法により「地域福祉の増進を図ることを目的とした団体」として位置づけられています。

地域福祉の拠点として、様々な活動を展開していますが、それぞれの役割を明確にしつつ高齢者が地域で安心して暮らせるように連携を密にしていきます。

■消防との連携

高齢者単身世帯、高齢者世帯等に対し、緊急時に迅速な対応をすべく情報を共有し、高齢者が安全な日常を送ることができるよう連携して支援します。

■警察との連携

高齢者を犯罪や虐待などから守り、安心して安全に暮らすことができるよう連携していきます。

■民生委員との連携

市民の身近な総合相談窓口として、その活動は幅広く様々なことに対応しているほか、市の依頼により、毎年、高齢者単身世帯・高齢者世帯のみの自宅訪問を実施しています。地域で困っている高齢者を早期に発見し、必要なサービスにつなぐように情報共有や支援等の連携を行います。

■自治会・町内会との連携

地域で暮らす高齢者にとって、自治会・町内会は自分の庭であり、その中で日常生活が営まれています。高齢者の異変にいち早く気付くのも近隣の方々であり、お互いが支え合いながら暮らしています。地域包括支援センターは、各自治会・町内会と連携、協働により高齢者支援を展開していきます。

■老人クラブとの連携

老人クラブは、「自主性」「地域性」「共同性」を基本として、仲間づくりを通して生きがいと健康づくりを行っています。今後は、元気高齢者のパワーを存分に発揮して、元気な高齢者が連携して地域の虚弱高齢者を支援していけるよう、友愛訪問活動などの地域の支え合い活動を重点に支援を展開していきます。

■ボランティアとの連携

ボランティアセンターでは、各ボランティアの育成を行っており、様々なボランティア団体が登録されています。それぞれの専門性を発揮していただき、介護保険サービスや高齢者福祉サービスにはない高齢者支援を展開しています。

小中学生による高齢者への訪問などは、高齢者を元気づけています。また、除雪ボランティア等に対する要望は高い状況にありますので、地域包括支援センターと連携しながら、きめ細かな支援を展開していきます。

■市民との連携

市民が地域社会活動に参加し、健康づくりや介護予防の意識を高め、健康寿命を延ばしていけるよう啓発していきます。

また、介護保険制度や保健福祉サービスを有効に利用し、安心した生活を送れるよう介護制度や高齢者福祉サービスの周知に努めます。

(4) 地域ケア会議の推進【重点的取組事項】

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていくため、地域ケア会議の開催を推進します。

医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めます。

また、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題の明確化、地域包括支援ネットワーク構築を図ります。

①地域ケア個別会議

地域包括支援センター主催で開催し、多職種協働による個別課題（困難事例）の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域に共通した課題の発見を図ってまいります。

■地域ケア個別会議の開催状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数	8回	11回	5回

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

②地域ケア推進会議

市主催で開催し、地域の見守りネットワークなど地域で必要な資源を開発するとともに、政策の形成を図ってまいります。

(5) 在宅医療・介護連携の推進【重点的取組事項】

75歳以上の高齢者は、慢性疾患による受療が多く、複数の疾病にかかりやすい、要介護になる発生率が高い、認知症の発生率が高い等の特徴を有しており、医療と介護の両方を必要とすることが多くなります。

在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援について、地域の医療・介護の関係機関、関係団体等と協力して、地域の医療・介護関係者が参画する会議の開催、在宅医療・介護連携に関する相談の受付、在宅医療・介護関係者の研修等の取組を実施していきます。

①健康づくりと介護予防の推進

高齢者の生活習慣病予防などの健康づくりは、身体機能の維持・向上などの介護予防事業、仲間づくりや生きがいづくり等の事業に関連性を持たせて一体的に進めていくことが望ましいことから、地域包括支援センター、市の関係課、医師会・歯科医師会、社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら事業を展開していきます。

②介護サービス事業者と医療機関との連携強化

医療・介護の連携の枠組みづくりを行うため、多職種間の総合調整に努めていきます。看護師、薬剤師、ケアマネジャー、病院の相談員による情報交換等により現状から課題を分析し、地域の実情にあった対応を図ります。

③在宅療養を支援する体制の充実

在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために居宅に係る医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を図ってまいります。

- ア 地域の医療・介護の資源の把握
- イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- エ 医療・介護関係者の情報共有の支援、情報共有ツールの作成と活用
- オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- カ 医療・介護関係者の研修
- キ 地域住民への普及啓発
- ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携

(6) 認知症施策の推進【重点的取組事項】

認知症施策については、平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、新オレンジプランの基本的な考え方を法律上にも位置づけ、以下のような内容を介護保険法に規定しています。

- ア 認知症への理解を深めるための知識の普及や啓発
- イ 認知症の人の介護者への支援の推進
- ウ 認知症及びその家族の意向の尊重の配慮

このほか、特に医療との連携の観点からの関係団体との調整などについて、都道府県が市町村に適切に支援できるよう、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員等の認知症施策の推進に関する取組や権利擁護の取組に関する都道府県の市町村への支援を努力義務として規定されています。

認知症の人が住み慣れた地域での生活を続けるため、周囲の方々の認知症に対する正しい理解と温かい対応が望まれます。認知症高齢者を取り巻くすべての人が理解を深め、認知症の人の尊厳が保たれる地域づくりを目指します。

新オレンジプランの基本的考え方

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で 自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

7つの柱

- (ア) 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- (イ) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- (ウ) 若年性認知症施策の強化
- (エ) 認知症の人の介護者への支援
- (オ) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- (カ) 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- (キ) 認知症の人やその家族の視点の重視

①認知症に対する正しい知識の普及向上

認知症に対応していくため、認知症サポーターの養成を推進し、認知症の人や家族を温かく見守るサポーターを地域に増やしていきます。

今後も家族会やボランティアグループが行う活動を支援するほか、情報提供に努め、介護者を含めた地域住民へ認知症に関する知識の普及啓発を進めます。

■認知症サポーター養成講座受講者

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受講者数	769 人	551 人	108 人

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

②認知症の予防と相談、早期発見・早期対応

■認知症初期集中支援チームの設置

ニーズ調査において、おおむね半数の方が認知症のリスクがある結果となっております。認知症サポート医、医療、福祉、介護等の専門職からなる認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを進める体制整備に努めます。

■認知症地域支援推進員による相談等支援体制の推進

認知症地域支援推進員による相談の充実や認知症施策の企画立案等を推し進め、認知症の方やその家族を支援する体制整備に努めます。

■「タッチパネル式もの忘れ相談プログラム」体験

認知症や認知症予備群を早期に発見するツールとして「タッチパネル式もの忘れ相談プログラム」を活用します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施者数	897 人	965 人	215 人

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

■認知症予防教室

基本チェックリストにおいてリスクがあると判定された高齢者や「タッチパネル式もの忘れ相談プログラム」により予備群となった高齢者を中心に予防教室を実施し、認知機能の低下等の予防に取り組みます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数	95 回	90 回	36 回
参加延べ人数	1,391 人	1,532 人	790 人

※各年度末現在（平成 29 年度は9月末現在）

③認知症ケア施策の推進

早期治療をはじめ、必要な生活支援や介護サービスの利用などの早期対応への結びつきを図ることで、本人及び家族が安定した生活が送れるよう支援していきます。

また、認知症の方や家族が、今後の対応の仕方ができるようにするためのツールとして認知症に対するガイドブック（認知症ケアパス）の普及に努めます。

④認知症高齢者と家族を支える見守り支援体制の整備

認知症の人を介護する家族には悩みが少なくないことから、家族同士が交流できる場や同じような悩みや苦勞を話し合える機会をつくり、介護する家族の支援を図ります。

地域における認知症高齢者の見守り体制構築のために認知症に関する広報・啓発活動を行い、関係機関によるネットワーク構築を目指し検討を進めます。

■認知症カフェ（ほっとカフェ）開催状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
開催回数	12回	14回	6回
参加延べ人数	384人	579人	99人

※各年度末現在（平成29年度は9月末現在）

⑤新オレンジプラン推進の検討

国から示されている新オレンジプランの取組項目のうち、市単独で難しい取組については、国、県とも連携を図りながら推進に努めてまいります。

(7) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進【重点的取組事項】

高齢者が住み慣れた地域や家庭において在宅で自立した生活を送れるよう、安心、快適な日常生活を実現するために必要な支援を検討し、生活支援サービスの一層の充実をしていきます。

①介護予防・日常生活支援総合事業の実施

平成29年度に実施した介護予防・日常生活支援総合事業について、高齢者の生活実態とニーズの把握に努め、必要なサービスの提供や支援策を検討し、総合事業の充実を図ります。

また、高齢者が社会参加・社会的役割を持って生きがいや介護予防につながるよう、助け合い活動への参加を地域住民ができるように活動を推進していきます。

事業充実に当たっては、生活支援コーディネーターや協議体において、地域や団体等で提供できるサービスを発掘、養成する体制の推進に努めます。

②生活支援コーディネーターの設置

生活支援コーディネーターを設置し、支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務の推進に努めます。

③協議体の設置

自治会・町内会、民生委員、ボランティア団体等で構成する協議体を設置し、生活支援・介護予防サービスの情報を共有しながら、連携・協働によるサービス提供体制の整備に努めます。

(8) 高齢者の居住安定に係る施策との連携【重点的取組事項】

① 高齢者向け住宅の情報提供

高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯が増加する中、地域生活の基盤である高齢者の住まいの確保は、重要となってきます。

多様な高齢者向け住まいが整備されていく中で、その選択肢の一つである「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」の民間による整備が進んでいます。これら整備の動向等を把握し、情報提供に努めます。

② 介護保険制度の住宅改修費等の利用支援

要支援・要介護認定者で移動に不安のある方が、手すりの取り付けや段差解消など日常生活に配慮した仕様に改修する場合に費用の一部助成を行っています。

高齢者に適した住宅改修には一般の住宅改修とは異なる専門的な視点が求められることから、介護や改修の専門家の協力を得て利用者それぞれの状況に対応していきます。

また、住宅改修に関連して、在宅での生活をよりよくするためには、福祉用具の紹介や使用方法に関する相談も重要となります。福祉用具の使用においても、高齢者の個々の身体機能や生活習慣に配慮し、用具を適正に使用する指導や情報を提供していきます。

第6章 介護保険料

1. 介護保険事業費の見込み

(1) 介護サービス給付費

第4章掲載の施策第IVから第VIIまでの各サービスの見込みに基づいて給付を算出した結果、第7期介護保険事業計画期間である平成30年度から平成32年度までの本市におけるサービス給付費の年度ごとの推移は以下のようになります。

●介護予防サービス（予防給付）

介護予防サービス給付費は、3年間合計で約2.8億円の費用を見込んでいます。

(単位:千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	10,629	11,808	13,380	35,817
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	12,085	11,854	12,317	36,256
介護予防短期入所生活介護	10,823	12,257	14,531	37,611
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	8,338	8,334	8,503	25,175
特定介護予防福祉用具販売	4,169	4,487	4,205	12,861
介護予防住宅改修費	14,504	13,334	13,334	41,172
介護予防特定施設入居者生活介護	9,301	9,943	10,581	29,825
介護予防支援	21,520	21,208	21,314	64,042
介護予防サービス給付費計	91,369	93,225	98,165	282,759

●居宅サービス

居宅サービス給付費は、3年間合計で約111億円の費用を見込んでいます。

(単位:千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
訪問介護	658,602	716,292	763,997	2,138,891
訪問入浴介護	31,632	31,275	31,414	94,321
訪問看護	99,835	117,661	139,479	356,975
訪問リハビリテーション	8,476	12,909	15,140	36,525
居宅療養管理指導	4,011	3,941	4,440	12,392
通所介護	797,969	855,232	982,484	2,635,685
通所リハビリテーション	58,011	56,809	57,955	172,775
短期入所生活介護	1,256,834	1,249,936	1,274,189	3,780,959
短期入所療養介護(老健)	1,205	719	305	2,229
短期入所療養介護(病院)	0	0	0	0
福祉用具貸与	90,398	91,908	94,747	277,053
特定福祉用具販売	4,897	5,156	5,708	15,761
住宅改修費	11,236	12,325	12,325	35,886
特定施設入居者生活介護	177,000	188,559	203,833	569,392
居宅介護支援	310,862	322,105	336,201	969,168
居宅サービス給付費計	3,510,968	3,664,827	3,922,217	11,098,012

●地域密着型介護予防サービス(予防給付)

地域密着型介護予防サービス給付費は、3年間合計で約7千万円の費用を見込んでいます。

(単位:千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
介護予防認知症対応型通所介護	416	416	416	1,248
介護予防小規模多機能型居宅介護	18,783	27,382	21,376	67,541
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス給付費計	19,199	27,798	21,792	68,789

●地域密着型サービス

地域密着型サービス給付費は、3年間合計で約43億円の費用を見込んでいます。

(単位:千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	36,654	49,771	57,177	143,602
小規模多機能型居宅介護	311,212	326,841	417,149	1,055,202
認知症対応型共同生活介護	651,762	658,128	672,384	1,982,274
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	169,320	169,396	169,396	508,112
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	175,005	186,396	204,549	565,950
地域密着型サービス給付費計	1,343,953	1,390,532	1,520,655	4,255,140

●施設サービス

施設サービス給付費は、3年間合計で約50億円の費用を見込んでいます。

(単位:千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
介護老人福祉施設	635,410	635,695	635,695	1,906,800
介護老人保健施設	708,918	709,235	709,235	2,127,388
介護医療院	0	0	0	0
介護療養型医療施設	333,438	333,587	333,587	1,000,612
施設サービス給付費計	1,677,766	1,678,517	1,678,517	5,034,800

(2) 総事業費の見込額

①標準給付費見込額

第7期介護保険事業計画期間である平成30年度から平成32年度までについて、介護サービス総給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料等を以下のように見込みます。

(単位:百万円)

	合計	計画期間			平成 37年度	
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度		
総給付費	20,739	6,643	6,855	7,241	8,031	
一定以上所得者の利用負担の見直しに伴う財政影響額	△9	△2	△3	△4	△4	
消費税率等の見直しを勘案した影響額	264	0	84	180	180	
給付費以外の費用	特定入所者介護サービス費等給付額	1,049	344	348	357	381
	高額介護サービス費等給付額	425	139	141	145	155
	高額医療合算介護サービス費等給付額	72	24	24	24	26
	算定対象審査支払手数料	24	8	8	8	8
標準給付費見込額	22,564	7,156	7,457	7,951	8,597	

②地域支援事業費見込額

地域支援事業費は、3年間合計で約13億円の費用を見込んでいます。

(単位:百万円)

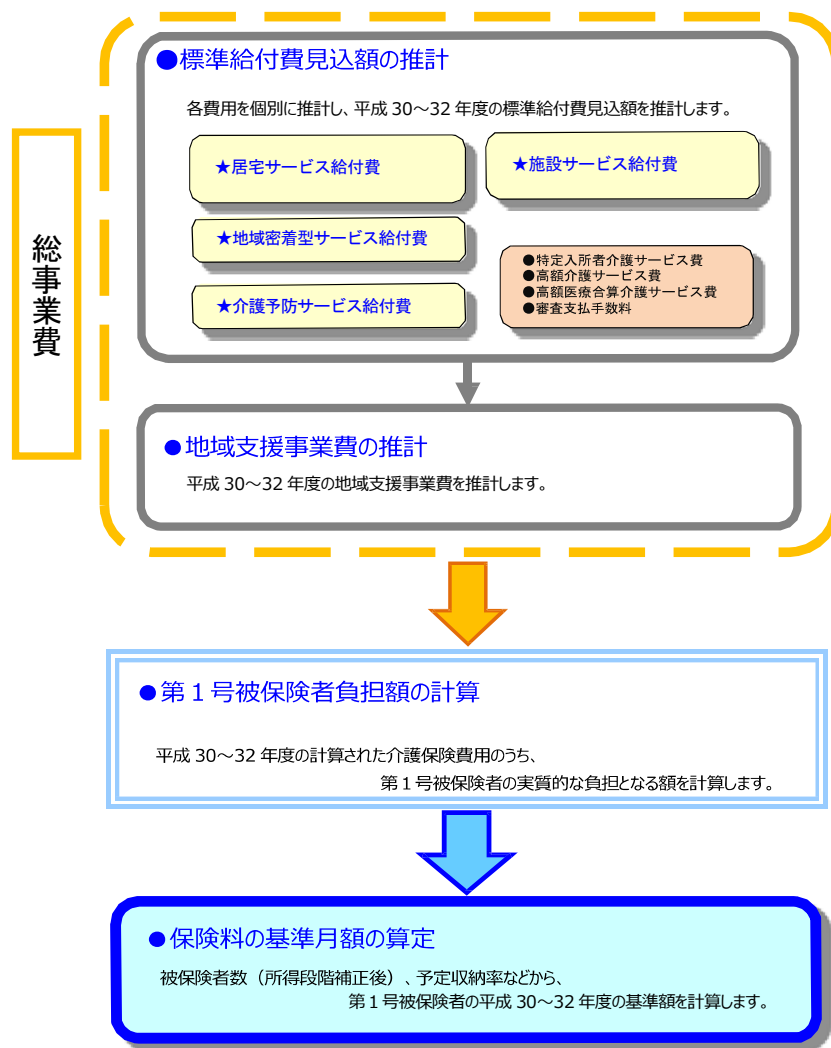
	合計	計画期間			平成 37年度
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
介護予防・日常生活支援総合事業費	754	245	248	261	261
包括的支援事業・任意事業費	550	181	183	186	186
地域支援事業費見込額	1,304	426	431	447	447

2. 介護保険料の算定

(1) 介護保険料の算出フロー

第1号被保険者の介護保険料算出までの流れは、おおむね以下のようになっています。

●介護保険料の算出フロー

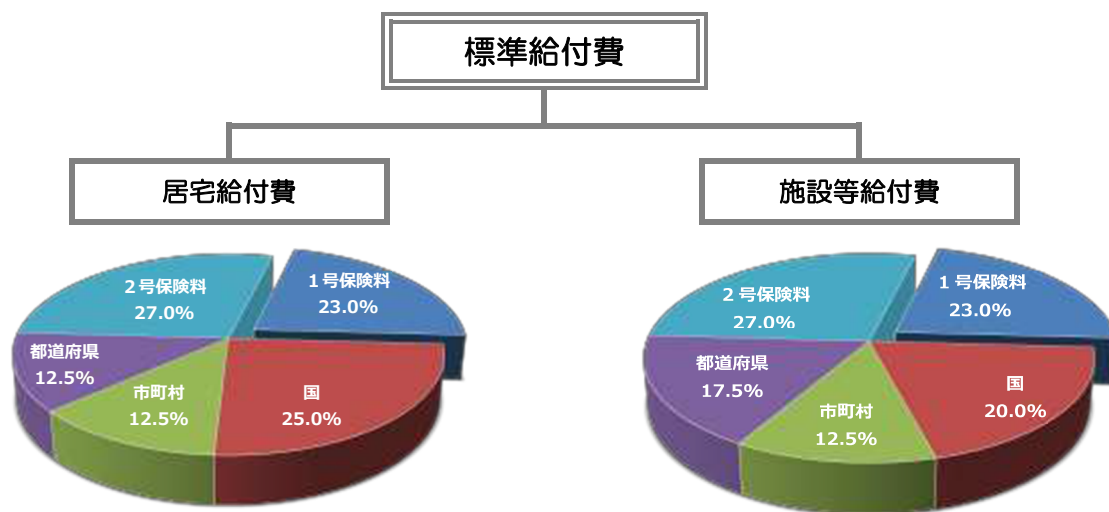


(2) 第1号被保険者の負担割合

事業費用の大部分を占めるサービス等給付費については、利用者負担を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分は被保険者から徴収する保険料を財源としています。保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人当たりの負担がほぼ同じ水準になるよう負担割合が定められており、それぞれの総人数比で按分するという考え方が基本となっています。

第1号被保険者の負担は、介護給付費の23%が標準的な負担となり、第2号被保険者は27%で、介護保険費用の半分が被保険者の負担となります。なお、国、都道府県の負担割合は居宅給付費と施設等給付費で若干異なっています。

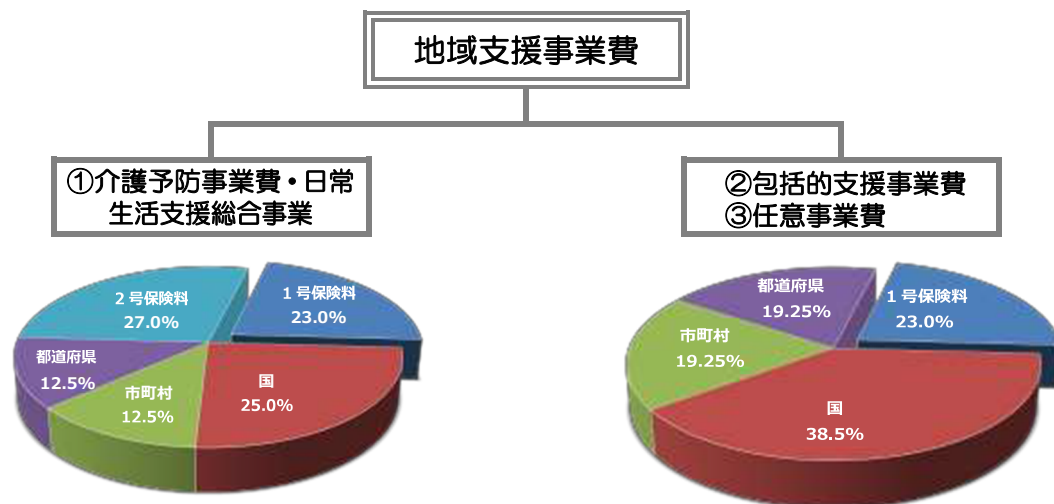
●標準給付費の負担割合



※施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費。
 ※居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

また、地域支援事業については、実施する事業によって費用の負担割合が異なります。地域支援事業のうち、介護予防事業の費用については居宅給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業、任意事業の費用については第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。

●地域支援事業費の負担割合



(3) 第1号被保険者保険料の段階設定

第1号被保険者の保険料については、負担能力をきめ細かく反映して保険料段階別に負担割合を設定することが重要です。

本市では第7期計画における保険料の段階設定に当たり、第6期計画での考え方を踏まえ、国の標準9段階に第7段階（合計所得金額 120 万円以上 125 万円未満）と第8段階（合計所得金額 125 万円以上 160 万円未満）を加え、11 段階の設定として負担増加の緩和を図りました。

(4) 保険料

第7期計画期間である平成30年度から平成32年度までについて、本市における標準給付費見込額、さらに、準備基金取崩額の影響額を加えて保険料収納必要額を積算し、さらに被保険者数から保険料基準月額を算出すると、以下のようになります。

●保険料

		第7期	平成37年度	
標準給付費見込額	A	22,563,817 千円		
地域支援事業費	B	1,304,620 千円		
第1号被保険者負担分相当額 (A+B) × 23%	C	5,489,741 千円		
調整交付金相当額	D	1,165,918 千円		
調整交付金見込額	E	1,973,634 千円		
介護給付費準備基金取崩額	F	150,000 千円		
財政安定化基金取崩額	G	0 千円		
保険料収納必要額 C+D-E-F-G	H	4,532,025 千円		
予定保険料収納率	I	98.75%		
所得段階別加入割合補正後被保険者数	J	56,174 人		
保険料基準額(年額) H÷I÷J(100円未満切捨)	K	81,600 円		
保険料基準額(月額) K÷12ヶ月	L	6,800 円		8,369 円

資料編

■能代市活力ある高齢化推進委員会設置要綱

平成 18 年 10 月 1 日

告示第 209 号

(設置)

第 1 条 本市が行う老人福祉及び介護保険施策を円滑に推進し、活力ある高齢社会の実現を図るため、能代市活力ある高齢化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(平 20 告示 47・一部改正)

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 の規定に基づく老人福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 117 条の規定に基づく介護保険事業計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 法第 42 条の 2 第 5 項、第 54 条の 2 第 5 項、第 78 条の 2 第 6 項、第 78 条の 4 第 5 項、第 115 条の 12 第 4 項、第 115 条の 14 第 5 項及び第 115 条の 22 第 3 項の規定に基づく意見に関すること。
- (4) 法第 115 条の 45 の規定に基づく地域包括支援センター(以下「センター」という。)の運営協議に関する次に掲げる事項
 - ア センターの設置等に関する事項の承認に関すること。
 - イ センターの運営、評価に関すること。
 - ウ センターの職員の確保に関すること。
 - エ 地域における介護保険以外のサービスとの連携の形成に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、活力ある高齢社会の実現に向けて必要と認める事項に関すること。

(平 20 告示 47・平 21 告示 76・一部改正)

(委員)

第 3 条 委員会の委員は 16 人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 介護保険の被保険者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの事業者
- (3) 地域における保健・医療・福祉関係者
- (4) 学識経験者

2 委員の任期は、3 年以内とし、再任を妨げない。

(平 21 告示 76・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 第2条第3号に掲げる事項のうち、法第78条の2第6項、第115条の12第4項及び第115条の22第3項に関する会議並びに第2条第4号アに関する会議において、関係する法人又は団体の役員若しくは構成員である委員は、その委員会の会議に出席することができない。

(平21告示76・一部改正)

(部会)

第6条 委員会において必要と認めるときは、委員会に委員の一部により構成される部会を置き、第2条の所掌事項の一部を行わせることができる。

2 部会の委員構成、所掌事項その他必要な事項は、委員長が委員会に諮り定めるものとする。

(平21告示76・追加)

(有識者等の意見聴取)

第6条の2 委員会又は部会において必要と認めるときは、委員会又は部会の会議に有識者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(平22告示3・追加)

(秘密保持)

第7条 委員(前条の有識者等を含む。以下同じ。)は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(平21告示76・旧第6条繰下、平22告示3・一部改正)

(謝金)

第8条 委員には、予算で定める範囲内で謝金を支払う。

(平21告示76・旧第7条繰下)

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民福祉部長寿いきがい課において処理する。

(平20告示47・一部改正、平21告示76・旧第8条繰下)

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平21告示76・旧第9条繰下)

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日告示第47号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月30日告示第76号)

この告示は、平成21年5月1日から施行する。

附 則(平成22年1月27日告示第3号)

この告示は、平成22年2月1日から施行する。

■能代市活力ある高齢化推進委員会（計画策定委員会）委員名簿
（平成27年9月24日～平成30年7月31日）

分野	団体名等	氏名	備考
保健・医療・介護・福祉関係	(財)介護労働安定センター秋田支部	安部 美恵子	副委員長
	秋田県県北地区介護支援専門員協会	飯坂 正美	
	山本地域振興局福祉環境部次長 山本福祉事務所長	長岐 武彦	
	能代市山本郡医師会	織田 尚明	委員長
	能代市老人クラブ連合会	工藤 勇	
	能代市健康推進員協議会	佐藤 成子	
	能代市民生委員児童委員協議会	土崎 博之	
	能代山本薬剤師会	田口 和義	
	能代市社会福祉協議会	成田 博子	
	能代市山本郡歯科医師会	横山 知彦	
	看護協会能代・山本地区支部	梅田 智子	
市民・被保険者	個人（被保険者）	進藤 智代子	
	能代市連合婦人会	芦名 早苗	
	能代市自治会連合協議会	能登 祐子	
	二ツ井地区区長	伊藤 誠	

■能代市活力ある高齢化推進委員会 開催状況

日 時	回 数	概 要
平成29年 5月31日(水)	第1回	1 能代市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定について
平成29年 9月26日(火)	第2回	1 能代市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の実績について 2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の結果と地域の状況について 3 能代市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の骨子案について
平成29年 11月7日(火)	第3回	1 計画の課題の整理について 2 施設整備の考え方について 3 第7期介護保険事業費の見込みについて
平成29年 12月13日(水)	第4回	1 第7期計画における目標の設定について 2 介護保険事業費と介護保険料の見込みについて 3 能代市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画素案について 4 パブリックコメントの実施について
平成30年 2月5日(月)	第5回	1 パブリックコメントの実施結果について 2 介護保険料の見込みについて 3 能代市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画案について

能代市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

平成30年3月発行

編 集 能代市市民福祉部長寿いきがい課
発 行 能代市

〒016-8501 能代市上町1番3号

TEL 0185-89-2157 FAX 0185-89-1791

e-mail tyoju@city.noshiro.akita.jp
